

美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画

令和8年3月

美浦村

目次

序章 策定方針

- (1) 背景と目的2
- (2) 児童館と放課後児童クラブについて3
- (3) 計画の位置付け3
- (4) 基本的な考え方4
- (5) 計画の構成及び策定スケジュール5

第1章 前提条件の整理

- (1) 国・県・村の動向6
- (2) 児童館の現状10
- (3) 施設建設予定地の状況18
- (4) 施設に関する要望等の整理22
- (5) 課題の整理34

第2章 基本構想

- (1) 基本方針37
- (2) 導入機能の検討40

第3章 基本計画

- (1) 導入機能検討における前提条件の整理41
- (2) 導入機能を踏まえた計画諸室等の検討44
- (3) モデルプラン案の検討49
- (4) 計画平面図の検討53

第4章 施設整備推進等

- (1) 概算事業費の算定55
- (2) 施設整備手法及び管理・運営手法の検討56
- (3) 整備スケジュール(案)57
- (4) 実現に向けた課題の整理57

序章 策定方針

(1)背景と目的

本村の児童厚生施設は、児童福祉法における放課後児童健全育成事業である放課後児童クラブに重点を置き、木原城山児童館及び大谷時計台児童館にて、指定管理者制度により運営しています。

一方で、平成29年に開館した地域交流館「みほふれ愛プラザ」内には、子育て支援施設として「子育て支援センター」があり、未就学児とその保護者が集う場所や遊び場・ひろばとして利用されています。

そして、令和7年4月に村内3つの小学校を統合した「美浦小学校」が美浦中学校敷地内に開校したことに伴い、放課後児童クラブの利用児童に限らない、より広いニーズに対応する児童厚生施設の整備を進めることとしました。

新たな施設は、美浦小・中学校付近に整備を予定しており、子育て支援の中核を担う施設として長期的な視点から多様なニーズを踏まえたものとし、施設の整備(ハード面)だけでなく、管理・運営(ソフト面)も含めた総合的な検討を行っていきます。

そのため、美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画(以下「本基本構想・基本計画」という。)は、本村における児童・生徒の健全な育成に関する現状や、施設整備に必要な前提条件を整理した上で、児童厚生施設のあり方や整備における基本的な方針を示すものとし、

(2) 児童館と放課後児童クラブについて

児童館と放課後児童クラブの違いについては以下の通りです。

	児童館	放課後児童クラブ
概要	児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設
※開館時間	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	【小学校のある日】放課後から午後 6 時 45 分まで 【学校休業日】午前 7 時 30 分から午後 6 時 45 分まで
対象年齢	0 歳から 18 歳未満の児童	村内在住の小学生
※事前登録・申請	不要 (イベント等によっては必要な場合もあり)	必要 要件: 保護者が就労・療養・産前産後・介護等で家庭での養育が困難なこと
参加方法	一度帰宅してから来館	学校から直接来館
職員資格	児童の遊びを指導する者(児童厚生員)	放課後児童支援員
職員体制	児童の遊びを指導する者(児童厚生員)を 2 人以上置き、必要に応じその他の職員を置く	支援の単位ごとに 2 人以上放課後児童支援員を置かなければならない。ただし、そのうち 1 人は補助員に代えることができる。
※利用料金	なし (イベント等によっては必要な場合もあり)	午後 4 時 30 分以降に利用した時間により、月毎の利用料金を算出 10 時間未満: 1,000 円 10~20 時間未満: 1,500 円 20 時間以上: 2,000 円 臨時利用: 300 円/日 保険料(任意): 900 円/年
※施設設備	集会室、遊戯室、図書室、創作活動室、トイレ、事務室、静養室、放課後児童クラブ室など	生活の場と遊びの場の活動拠点としての機能を備えた専用区画を設ける。専用区画に児童 1 人あたりにつきおおむね 1.65 m ² 以上でおおむね 40 人以下とする。 ➡仮に上限いっぱいとする、40 人×1.65 m ² = 66 m ² 66 m ² の部屋が 1 つの単位となる。

※は美浦村の運用によるもの

(3) 計画の位置付け

国・県の関連する法律や計画、村の最上位計画である第 7 次美浦村総合計画、第 3 期美浦村子ども・子育て支援事業計画、美浦村公共施設等総合管理計画との整合を図ります。

(4)基本的な考え方

本基本構想・基本計画の策定にあたっては、次の点に留意して策定します。

■ ハード面とソフト面の両面を見据えた施設整備計画の立案

－小学校の統合に伴う放課後児童クラブを実施する新たな施設整備にあわせて、子どもたちの健全な育成を支援する「児童厚生施設」を建物(ハード面)としての一体化と、管理・運営(ソフト面)の相互関係を踏まえた計画とします。

■ 周辺の子育て支援機能との関係性を考慮した施設の検討

－未就学児とその保護者の交流や子育て支援を行う「子育て支援センター」など、子育て支援に関連する各種施設や事業との関係を踏まえた検討を行います。

■ 小・中学校隣接という特徴を踏まえた環境・ニーズの把握

－小学校が中学校と同敷地内にあることから、中学生の利用需要の可能性を含めて、児童生徒を取り巻く広範な状況と多様なニーズの把握に努めます。

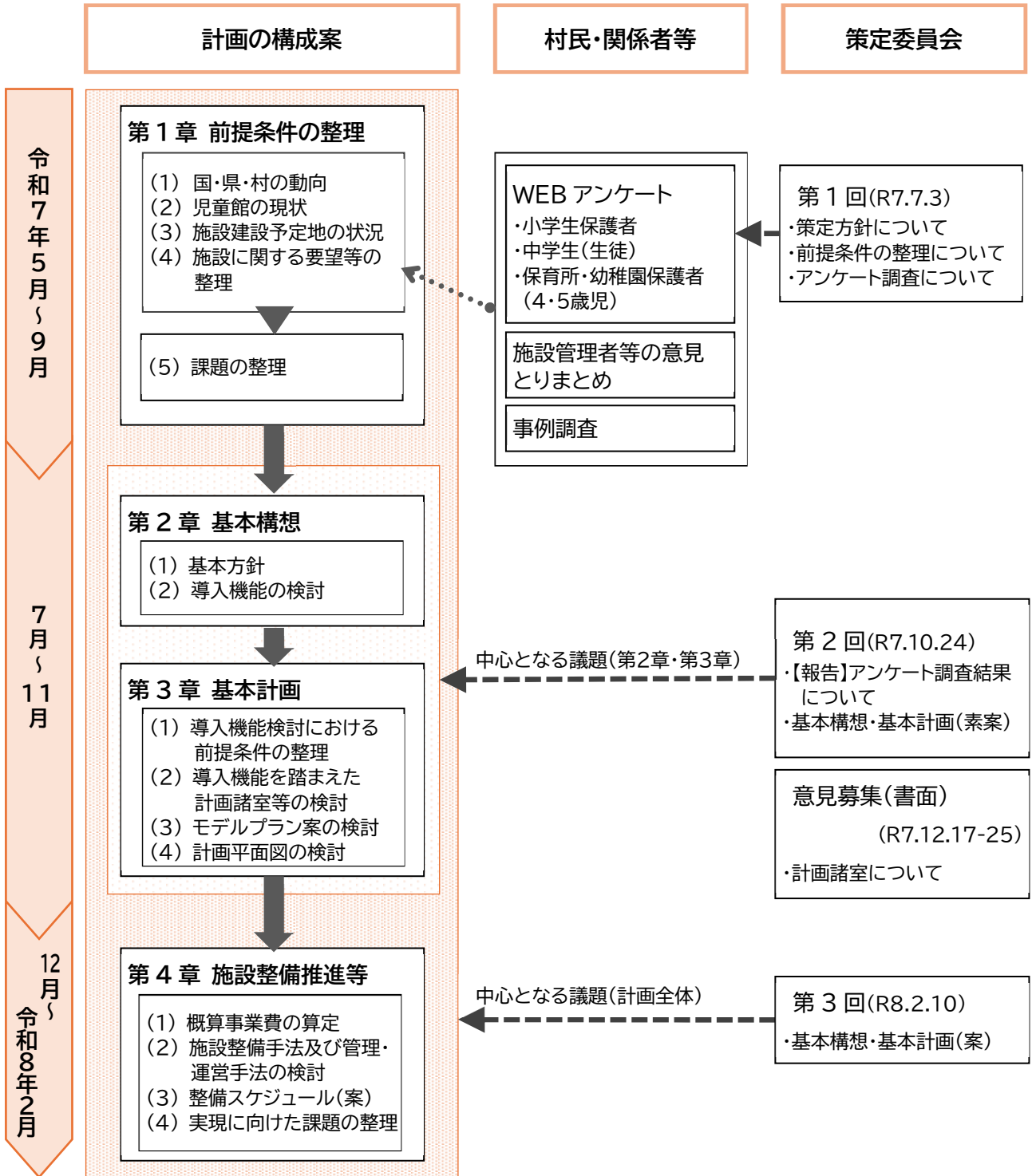
■ 利用者と運営者双方に配慮した効率的・効果的な施設運営を目指す

－本村における子どもたちやその保護者、また施設関係者にとって魅力ある施設や運営となることを模索しつつ、今後の効率的で効果的な施設運営に資するよう、双方に配慮します。

■ 施設の長期的な利活用を含めた検討の実施

－施設については、本村の他の公共施設の状況等を踏まえつつ、長期的な利活用も視野に入れた検討を行います。

(5) 計画の構成及び策定スケジュール



第1章 前提条件の整理

(1)国・県・村の動向

1)国

■「こども大綱」の閣議決定(令和5年12月)

こども基本法(令和5年4月施行)に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。この大綱は、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものであり、おおむね5年後を目途に見直すこととされています。

児童館については、多くのこども・若者の居場所の一つとして、よりよい居場所となるように取り組むことが示されています。あわせて、地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、こどもの意見表明を支援したり、社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化することも示されています。

■「こどもの居場所づくりに関する指針」の閣議決定(令和5年12月)

国は、社会構造や経済構造の変化に伴う、地域のつながりの希薄化や少子化の進展、また、児童虐待の相談件数や不登校の増加など、こども・若者を取り巻く環境がより一層複雑化・複合化していること、さらに、こども・若者のニーズが多様化していることなどを踏まえて、すべてのこどもが安心・安全に過ごせる居場所づくりを推進する「こどもの居場所づくりに関する指針」を令和5年12月に閣議決定しました。この指針では、児童館を含む、学校や公民館などの地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進めていくことが示されています。

■「児童館ガイドライン」と「放課後児童クラブ運営指針」の改正(令和7年4月施行)

「こども基本法」や「こどもの居場所づくりに関する指針」を受け、こどもの居場所としての機能をさらに強化することを目的に「児童館ガイドライン」が改正されました。また、これと同時に、放課後児童クラブの質の向上を図ることを目的に「放課後児童クラブ運営指針」も改正されています。

「児童館ガイドライン」について ※主な改正内容

3. 活動内容

- ・中・高校生世代の利用環境づくり
- ・災害時のこどもの居場所・遊び場としての機能維持
- ・オンラインやSNSを活用した相談や交流等の検討
- ・居場所づくりを支えるコーディネーター配置の検討
- ・こどもの発達段階に応じた意見聴取・反映
- ・インクルーシブな環境の実現

2) 県

■茨城県こども計画(令和 7 年 3 月策定)

計画期間:令和 7 年度から令和 11 年度

県は、「こども基本法」に基づく都道府県こども計画として「茨城県こども計画」を令和 7 年 3 月に策定しています。基本目標を「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現」とし、この実現に向けて課題と対応方針が示されています。

施策 2 ライフステージを通じた取組

主な取組(4) こどもの居場所づくり

①放課後児童クラブ

就労家庭等のこどもにとって放課後の遊びと生活の場となる放課後児童クラブについて、市町村と連携しながら受け皿整備や、放課後児童支援員の確保と質の向上を図るとともに、こどもが多様な体験活動を行うことができるよう、放課後子供教室との連携を促進します。

<中略>

③その他の居場所

すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

また、オンラインツールを活用した相談事業や学習支援などによる孤独・孤立感解消の可能性についても、検討してまいります。

3) 村

■第 7 次美浦村総合計画後期基本計画(令和 7 年 3 月策定)

計画期間:令和 7 年度から令和 11 年度

本村の最上位計画である「第 7 次美浦村総合計画」は、少子高齢化や人口減少対策など、重点的に進める施策を定めた「第 2 次美浦村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を内包する計画として、令和 2 年 3 月に策定し、令和 7 年 3 月には、令和 6 年度までの前期基本計画の終了に伴い、後期基本計画を策定しています。

村の将来像として「人と自然が輝くまち 美浦 ……知りたい・訪れたい・住んでみたい…」を掲げ、さらに地域の特性を踏まえた各地域別の将来像とその実現に向けた取組を記載しています。

施設建設予定地は、「みほふれ愛地域」に位置しており、この地域は村の拠点機能を担うエリアとしての取組が示されています。児童館や放課後児童クラブについては、子どもの健やかな成長を育む場としての環境整備に関する取組が示されています。

第 1 編 基本構想 第 4 章 地域づくりの将来像

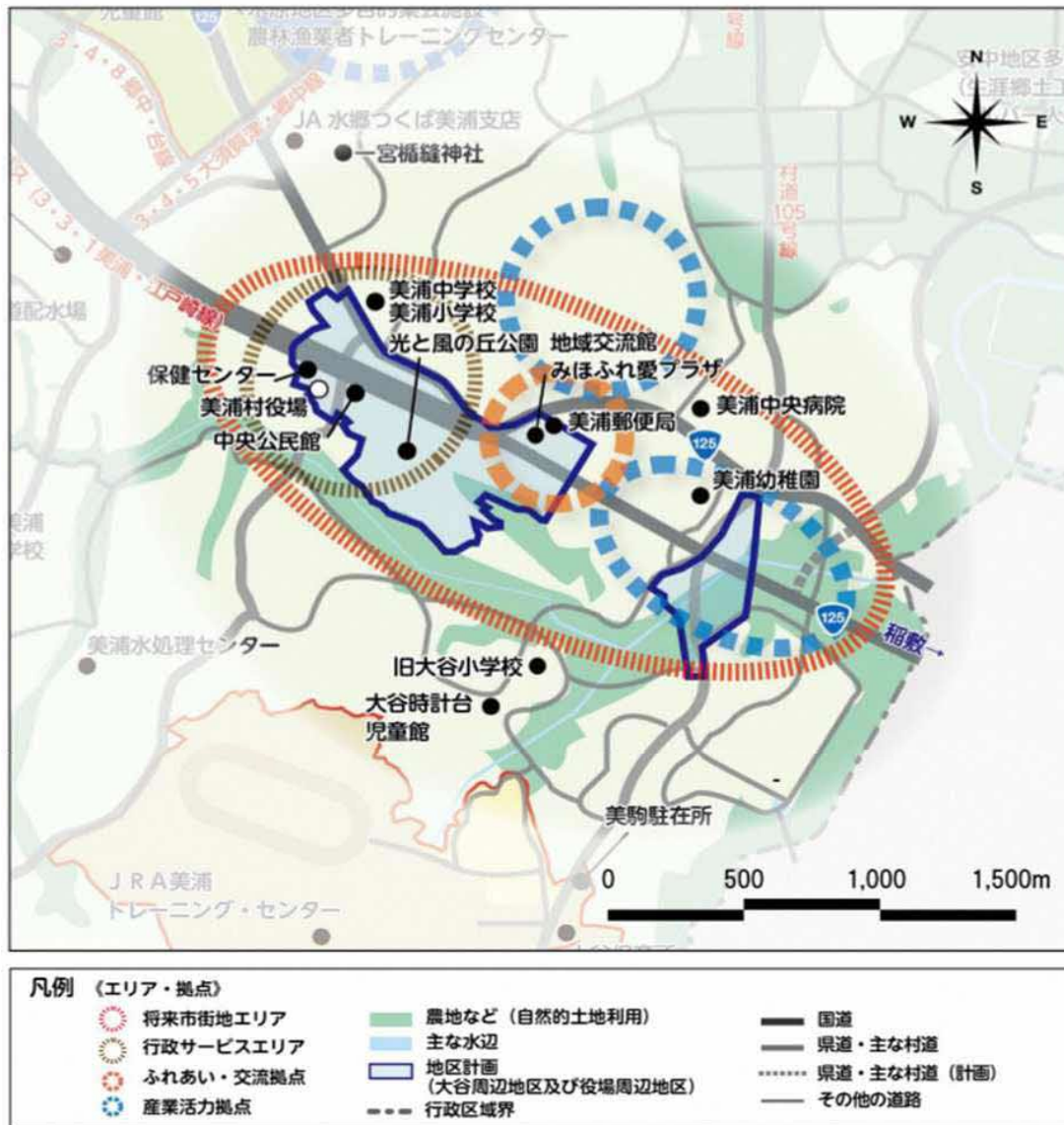
4. みほふれ愛地域～拠点的功能を持った良好な住環境を育む～

(1)村の中心としての役割を担う地域づくり

(2)都市機能が集約したコンパクトで住みよい地域づくり

※次頁に続きます。

図：地域づくりの将来像～みほふれ愛地域



第1編 基本構想 第5章 施策の体系

2. 子どもの健やかな成長を育む村づくり

<前略> 子育て・子育てのための環境づくりについては、地域社会を構成する一員として子どもを主体とした施策を展開しつつ、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが、心豊かに健やかに育っていける環境を整えていくことに取り組んでいく必要があります。そのため、少子化に対応した保育サービスや子育て支援策の充実を図るほか、子育て情報の発信や仲間づくりの支援、保護者の需要に応じた保育環境の充実、**児童館を活用した放課後児童の健全育成・交流事業**などを行っていきます。<後略>

第3編 後期基本計画 第2章 子どもの健やかな成長を育む村づくり

2-4 子ども・青少年健全育成 施策1 子どもの健全育成の支援

取組2 児童館の管理・運営の充実を図るとともに地域に根付いた活動を支援します。

- ・児童館の適正な管理・運営
- ・小学校の統合にともない、美浦小学校付近への新たな児童厚生施設整備の推進
- ・地域支援者(子育て経験者、子育てに関心のある学生ボランティアなど)の参加促進
- ・放課後児童クラブの充実

■第 3 期美浦村子ども・子育て支援事業計画(令和 7 年 3 月策定)

計画期間:令和 7 年度から令和 11 年度

国の新制度のもと、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備し、適切なサービス支援を展開することを目的として「第 3 期美浦村子ども・子育て支援事業計画」を令和 7 年 3 月に策定しています。

児童館及び放課後児童クラブについては下記の通り示しており、美浦小学校付近に新たな児童厚生施設(放課後児童クラブ施設を含む)を整備する計画を進めていくこととしています。

基本目標 2 子どもが心身ともに学び育つ環境づくり(学童期等の支援)

(5)放課後児童の健全育成

全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動ができる環境の整備を図るため、児童館と放課後児童クラブの運営体制の強化と新たな施設整備を進めるとともに、放課後児童対策パッケージで掲げる取り組むべき内容を盛り込みます。

■美浦村公共施設等総合管理計画(平成 29 年 3 月策定/令和 6 年 3 月改訂)

計画期間:令和 6 年度から令和 15 年度

美浦村が所有する公共施設等を取り巻く現状についての客観的な分析を踏まえ、長期的な視点で公共施設等の管理を総合的に推進し、効果的かつ効率的に質の高い公共サービスを提供できるようにすることを目的として「美浦村公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定し、令和 6 年 3 月に見直しを行いました。

児童館については、基本的な方針として、統合小学校(美浦小学校)の近辺に放課後児童クラブを統合し建設を進め、既存の施設跡地については、小学校施設跡地と同様に有効活用を図ることとしています。

(2) 児童館の現状

1) 施設概要



施設名称	①木原城山児童館	②大谷時計台児童館
所在地	美浦村大字木原1578番地5	美浦村大字興津324番地
所有者	土地:村 建物:村	土地:村(一部借地あり) 建物:村
建築年	平成9年(1997年)	昭和61年(1986年)
築年数	29年	40年
敷地面積	873.21㎡	1,022.00㎡
建築面積	249.82㎡	211.99㎡
延床面積	241.54㎡	211.99㎡
構造・階数	木造・地上1階	木造・地上1階
駐車台数	利用者用15台程度(敷地外) ／職員用5台(敷地内)	15台程度(利用者・職員兼用)(敷地外)
公共交通機関	JRバス関東 霞ヶ浦線「木原」より徒歩4分、「山戸丁」より徒歩5分	JRバス関東 霞ヶ浦線「大谷小学校前」より徒歩9分、「美浦トレセン前」より徒歩13分
児童クラブ定員	75名	60名
職員数	9名	6名
開館時間	午後1時から午後6時45分 午前7時30分から午後6時45分(春・夏・冬休み等学校休業日)	
休館日	土曜日(第二土曜日除く)、日曜日、祝日、 年未年始(12月29日～1月3日)、8月13日～8月15日	
管理	指定管理者	
実施事業	・児童館管理事業 ・放課後児童健全育成事業	・児童館管理事業 ・放課後児童健全育成事業

出典等

※敷地面積、建築面積、延床面積は、建築計画概要書より

※職員数は、令和7年4月月次報告書より

◆施設位置図



出典：国土地理院ウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp/>)
 地理院タイル(標準地図)に施設名を追記して掲載

2) 諸室の状況

◇施設(建築物)部分

①木原城山児童館	
諸室名	面積
児童クラブ室	約 35 m ²
遊戯室	約 65 m ²
図書室	約 19 m ²
事務室	約 17 m ²
集会室	約 25 m ²
湯沸室	約 5 m ²
更衣室	約 5 m ²
便所	約 12 m ²
玄関・廊下・倉庫等	約 60 m ²
計	約 243 m ²

②大谷時計台児童館	
諸室名	面積
児童クラブ室	約 37 m ²
遊戯室	約 61 m ²
図書室	約 24 m ²
事務室	約 15 m ²
集会室	約 10 m ²
湯沸室	約 7 m ²
—	—
便所	約 12 m ²
玄関・廊下・倉庫等	約 46 m ²
計	約 212 m ²

※面積は実地検査資料によるため、施設概要の数値と若干異なります。

3)施設の利用状況

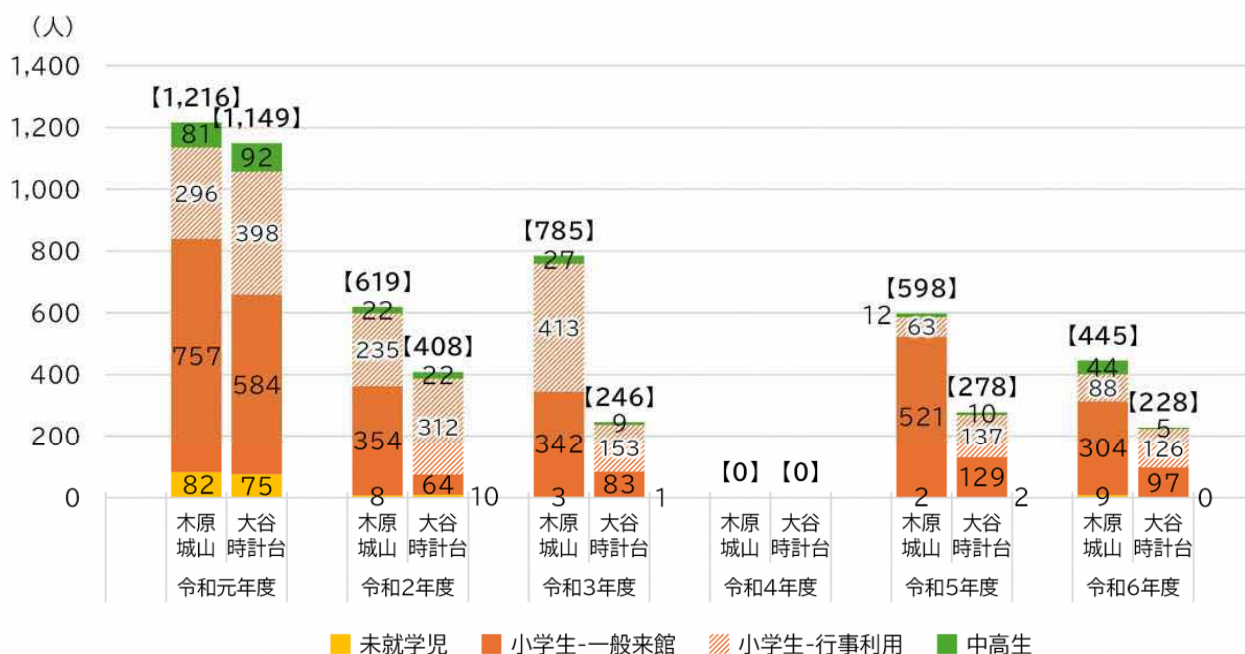
①児童館利用者数(放課後児童クラブ以外)の推移

児童館利用者数(放課後児童クラブ以外)では利用者の8割~9割が小学生となっており、未就学児と中高生においては、令和元年度以降利用が少ない状態となっています。特に未就学児の利用は殆どない状態にあります。

木原城山児童館の利用者数をみると、令和元年度以降概ね減少傾向にあり、令和6年度では445人となっています。令和元年度と比較すると約60%減(771人減)となっています。

大谷時計台児童館の利用者数をみると、令和元年度以降減少していますが、令和3年度以降はほぼ横ばいとなっており(※令和4年度を除く)、令和6年度で228人となっています。

児童館利用者数(放課後児童クラブ以外)の推移(年間延べ利用人数)



資料:子育て支援課

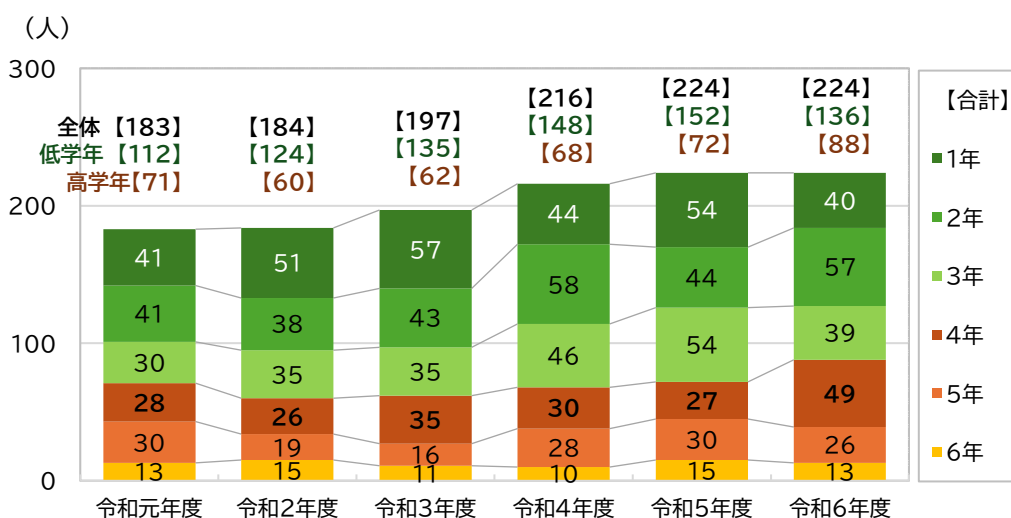
※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度・3年度の一般利用者実態を受け利用を中止した。

②放課後児童クラブ入会児童数の推移

放課後児童クラブへの入会児童数は年々増加しており、令和5年度と令和6年度は同数の224人となっています。

小学1年生から3年生までの低学年の合計で見ると、令和5年度までは年々増加していましたが、令和6年度では若干減少しました。4年生から6年生の高学年では、低学年と比較して児童数は少ないものの、令和2年度以降増加しています。

児童クラブ入会児童数の推移



参考：児童クラブ入会児童数の推移（表）

単位：人

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年	41	51	57	44	54	40
	8 6 27	29 0 22	25 2 30	23 7 14	24 4 26	18 9 13
2年	41	38	43	58	44	57
	16 6 19	9 6 23	25 1 17	28 4 26	23 6 15	26 4 27
3年	30	35	35	46	54	39
	11 0 19	15 5 15	8 6 21	25 2 19	24 4 26	18 7 14
低学年計	112	124	135	148	152	136
4年	28	26	35	30	27	49
	10 1 17	12 0 14	14 4 17	5 6 19	14 1 12	20 4 25
5年	30	19	16	28	30	26
	7 5 18	7 1 11	7 0 9	10 5 13	7 7 16	13 0 13
6年	13	15	11	10	15	13
	11 0 2	4 5 6	6 1 4	4 1 5	4 1 10	2 4 7
高学年計	71	60	62	68	72	88
合計	183	184	197	216	224	224

資料：子育て支援課(各年度)

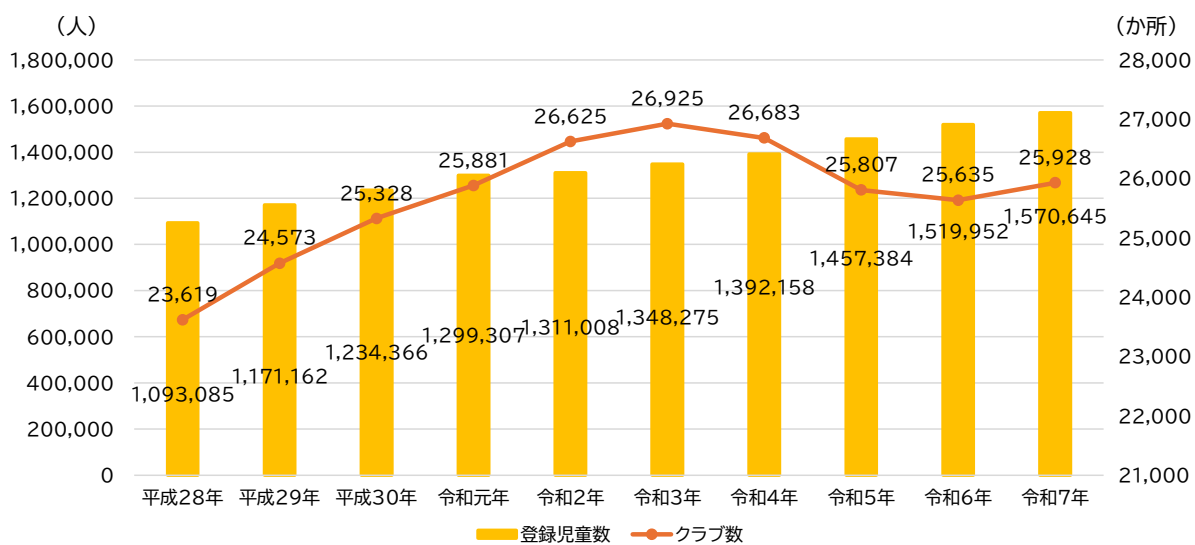
※各学年の下段の数値は内訳で、左から大谷児童クラブ、大谷第二児童クラブ、木原児童クラブの人数を示す。

参考:放課後児童クラブの登録児童数とクラブ数の推移(全国)(各年5月1日現在(令和2年のみ7月1日))

全国的にも放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、令和7年は前年より約5万人増えて約157万人となっています。

放課後児童クラブ数は令和3年まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じました。しかし、令和7年に再び増加に転じ、前年より293か所増えて25,928か所となっています。

放課後児童クラブ設置数の推移(全国)



資料:「放課後児童健全事業について」(子ども家庭庁ホームページ)より作成

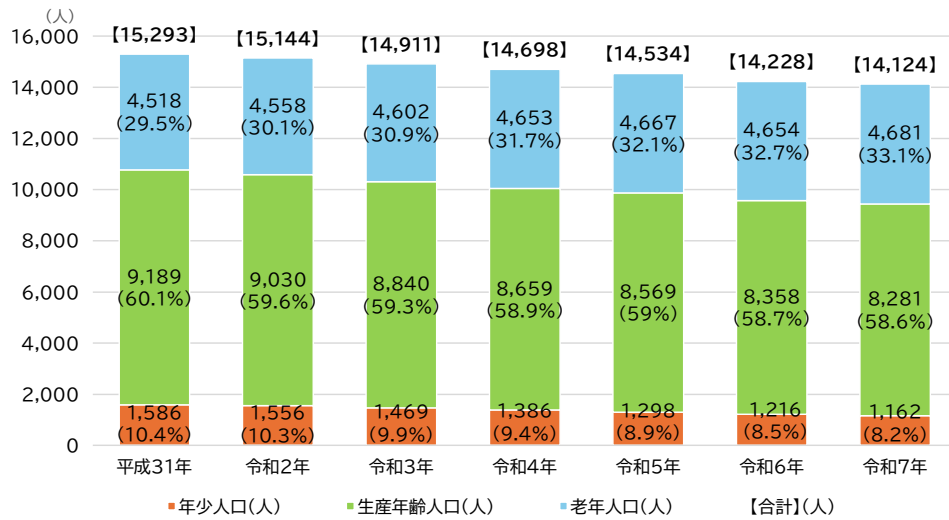
4)その他

①人口(総人口・三区分別人口)

本村の総人口は減少傾向にあります。令和 7 年 3 月 31 日時点で 14,124 人となっており、年間で 100～300 人程度減少し続けています。

三区分別人口で見ると、生産年齢人口(15～64 歳)と年少人口(0～14 歳)では実数・割合共に減少しています。老年人口(65 歳以上)は割合で見ると増加し続けており、令和 7 年では 33.1%となっています。

人口(総人口・三区分別人口)の推移



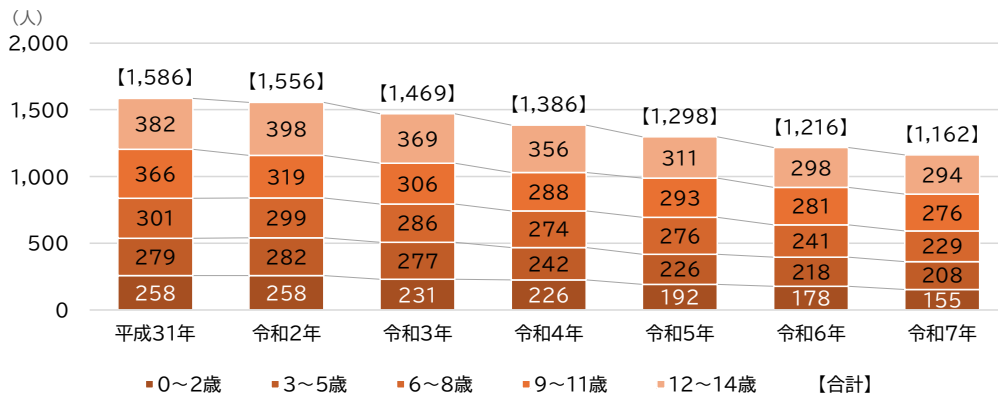
資料:美浦村住民基本台帳(各年 3 月 31 日)

②年少人口

年少人口は年々減少しており、令和 7 年には 1,162 人となっています。

令和 2 年と令和 7 年の 5 年間で比較すると全体で 394 人減少しており、3 歳階級別では、12～14 歳が最も多い 104 人減、次いで 0～2 歳が 103 人減となっています。

年少人口の推移

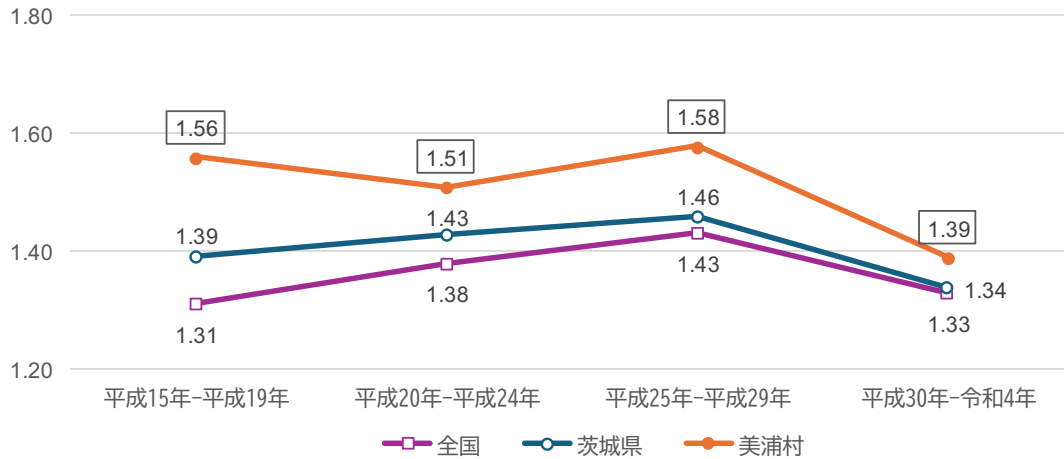


資料:美浦村住民基本台帳(各年 3 月 31 日)

③合計特殊出生率(第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画[令和7年3月]より引用)

本村の合計特殊出生率は、国、県と比べると高いものの、直近では大きく減少しています。

合計特殊出生率



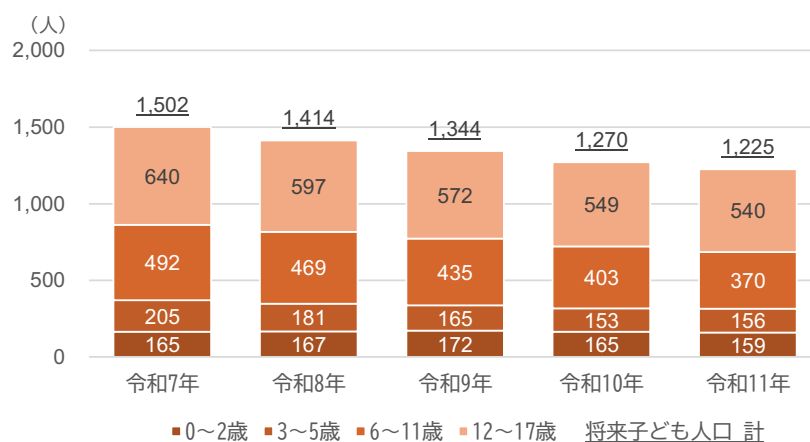
資料:人口動態保健所・市区町村別統計

④将来子ども人口推計(第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画[令和7年3月]より引用)

本村の0歳~17歳までの将来子ども人口の推計をみると、令和7年から令和11年にかけて全体的に減少傾向にあります。0歳~2歳をみると、増減はあるものの緩やかな減少傾向を示し、令和11年には159人程度となることを見込まれます。

3~5歳は令和7年から令和9年まで大きく減少し、令和10年から令和11年では減少が緩やかになるものの、150人台で横ばいになることを見込まれます。

将来子ども人口推計



⑤放課後児童クラブ 量の見込みと確保方策

(表:第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画[令和7年3月策定]より引用)

「第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画」では放課後児童クラブについて量の見込みと確保方策を下記の通り算出しています。確保方策に不足が発生していますが、量の見込みは登録者数の推計であり、実利用者分は対応可能であると考えています。令和10年度以降の確保方策の目標値である180人を確保できるよう、施設整備を進めることとしています。

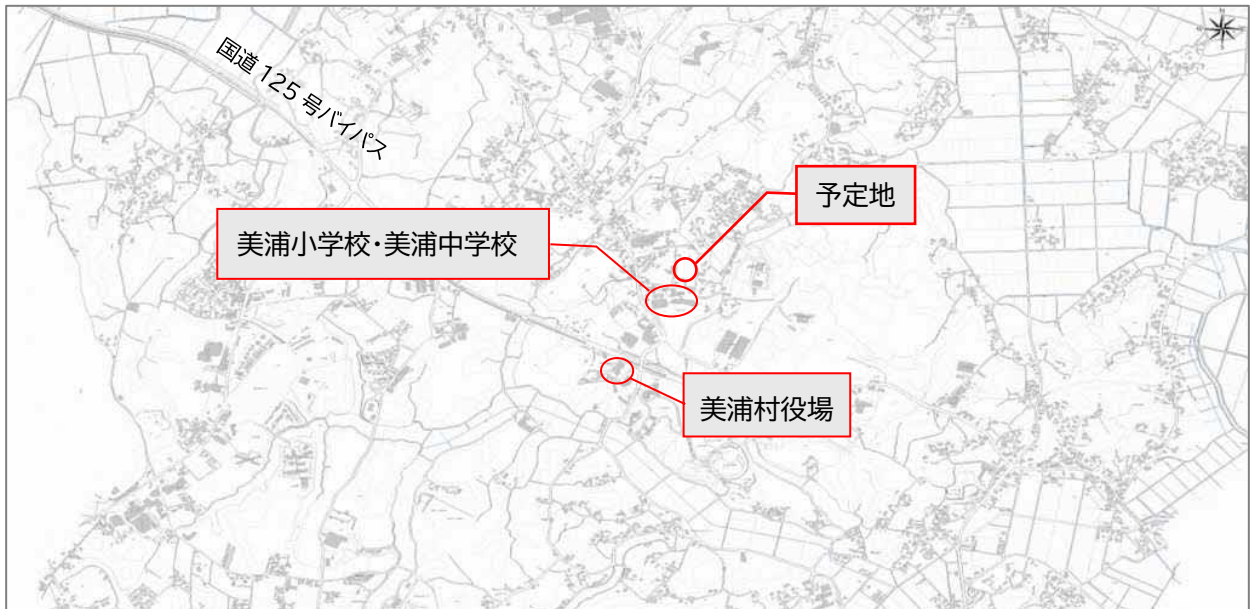
【量の見込みと確保方策】

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	人	50	50	52	51	48
	2年生		42	42	42	41	38
	3年生		50	50	52	51	48
	低学年計		142	142	146	143	134
	4年生		30	31	29	29	29
	5年生		33	34	33	32	32
	6年生		16	17	16	16	16
	高学年計		79	82	78	77	77
	合計		221	224	224	220	211
②確保方策	合計		170	170	170	180	180
③差異(合計②-①)			▲51	▲54	▲54	▲40	▲31

(3) 施設建設予定地の状況

1) 施設建設予定地の位置

◆ 広域図



◆ 敷地図(周辺)



2)法適用条件

用途地域	用途地域指定なし(市街化調整区域)				
防火・準防火地域	なし				
建ぺい率	60%	容積率	200%	高さ制限	なし
斜線制限	道路斜線:勾配1.5 隣地斜線:20m+勾配1.25 北側斜線:適用なし 日影規制:適用なし				
その他	茨城県景観形成条例				

3)接道状況、公共交通機関のアクセス

接道状況 ※R7.7.3確認時点	東側:村道2181号線 最大幅員:5.82m 最少幅員:2.00m 西側:村道2180号線 最大幅員:5.50m 最少幅員:3.40m 南側:村道2886号線 最大幅員:4.23m 最少幅員:4.05m
公共交通機関	・JRバス関東 霞ヶ浦線 「美浦中学校前」より徒歩約5分 (参考:土浦駅(西口)から美浦中学校前までは約23分) ※バス運行本数 土浦駅(西口)方面:[平日]12本/日 [土日祝]8本/日 江戸崎方面:[平日]12本/日 [土日祝]8本/日

4) 周辺環境

施設建設予定地付近の施設立地状況をみると、半径 500m～1.5km圏内の国道 125 号沿道付近において、中央公民館や地域交流館みほふれ愛プラザ(子育て支援センター・地域産品直売所等)、光と風の丘公園といった交流施設が集積しています。なお、近隣の施設は事前予約や利用料の設定がされていますが、一部予約不要、無料の部屋もあります。



◇施設建設予定地の周辺施設一覧

施設建設予定地からの距離	施設
半径 500m圏内	美浦小学校、美浦中学校
半径 500m～1km 圏内	保健センター(サンテホール)、美浦村役場、中央公民館 光と風の丘公園、地域交流館みほふれ愛プラザ
半径 1～1.5km 圏内	木原地区多目的集会施設
半径 1.5km～ ※図中範囲内	木原城山児童館、木原保育所、木原城址城山公園、旧木原小学校、老人福祉センター、美浦村村民運動公園、美浦幼稚園、旧大谷小学校、大谷時計台児童館

◇半径 500m～1km圏内の施設の村民が利用できる機能・諸室内容について

施設名	諸室等	予約	使用料	備考
保健センター (サンテホール)	村民の活動等で利用できる部屋なし	—	—	—
美浦村役場	村民の活動等で利用できる部屋なし	—	—	—
中央公民館	大ホール、ロビー、調理室、創作室、 学習室、和室、研修室、視聴覚室、 会議室、小会議室、図書室、閲覧室、 こどものへや(小学生まで利用可)	要 ※	有 ※	※図書室、閲覧室、こ どものへやは、予 約不要、無料
光と風の丘公園	野球場、テニスコート、多目的競技場、 キャンプ場、クラブハウス会議室、 ロッジハウス、こどもひろば、 多目的広場、すりばち広場	要 ※	有 ※	※こどもひろば、多 目的広場、すりば ち広場は予約不 要、無料
地域交流館 みほふれ愛プラザ	多世代交流サロン、おひさまテラス、 研修室1(調理スペース含)、 研修室2	要 ※	有 ※	※多世代交流サロ ン、おひさまテラス は予約不要、無料

(4)施設に関する要望等の整理

1)施設利用者の意向

本基本構想・基本計画の策定にあたり、子どもや保護者の意見を聴取し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてWEB アンケートを実施しました。

①アンケートの概要

調査方法	WEB によるアンケート ※ネット環境が無い人などWEB での回答が難しい場合は、必要に応じ紙での調査票を配布・回収。		
周知方法	村のシステムにて実施 ※回答状況に応じ、保護者向けデジタル連絡ツール等での再通知を実施		
調査対象	小学生保護者	中学生(生徒)	保育所・幼稚園保護者
対象者数	369 名	273 名	133 名
参考	令和7年度小学1年生～6年生:491 名 (令和7年5月1日時点) ※きょうだいがいる場合は1回答	令和7年度中学1年生～3年生:273 名 (令和7年5月1日時点)	令和7年度村内外保育所・幼稚園4歳～5歳児:138 名(令和7年5月1日時点) ※きょうだいがいる場合は1回答
実施期間	令和7年7月 15 日(火) ～8月4日(月)	令和7年7月 15 日(火) ～18日(金)	令和7年7月 15 日(火) ～8月4日(月)
回収数	257 件	239 件	85 件
回答率	69.6%	87.5%	63.9%
質問項目	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さんについて ・学校までの移動手段及び移動時間 ・児童館利用の有無 ・児童館の利用目的 ・児童館を利用する理由 ・児童館を利用しない理由 ・新児童館でできると良いこと(屋内/屋外) ・その他設備について ・自由回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身について ・学校までの移動手段及び移動時間 ・自宅や学校以外での過ごし方 ・児童館の認知度を含めた利用の有無 ・新児童館でできると良いこと(屋内/屋外) ・希望の利用頻度・時間等 ・自由回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さんについて ・小学校入学後の学校までの移動手段及び移動時間 ・小学校入学後の児童館利用の有無 ・児童館の利用目的 ・児童館を利用する理由 ・児童館を利用しない理由 ・新児童館でできると良いこと(屋内/屋外) ・その他設備について ・自由回答

②アンケート結果まとめ

a.児童館利用の有無と利用目的等

・児童館利用者(小学生)の約9割が「放課後児童クラブ」の利用を目的としています。なお、このうちの約9割が保護者の就労等を理由として放課後児童クラブを利用していますが、友達と一緒に過ごせるから、安全・安心に過ごせるからと回答した人も約3割程度います。

・約8割の中学生が、中学生になってからは児童館を利用していない状況となっています。

【小学生保護者】

- ・児童館の利用の有無については、「利用している」が 43.2%、「利用したことがある」が 37.0%、「利用したことがない」が 19.8%となっている。なお、「利用している」または「利用したことがある」と回答した人の 91.3%が「放課後児童クラブ」での利用を目的としている。
- ・児童館を利用する理由では、「保護者が就労・療養などで家庭での養育ができないから」が 89.3%と最も多く、次いで「友達と一緒に過ごせるから」が 31.6%、「安全・安心に過ごせるから」が 26.7%となっている。[下グラフ参照]

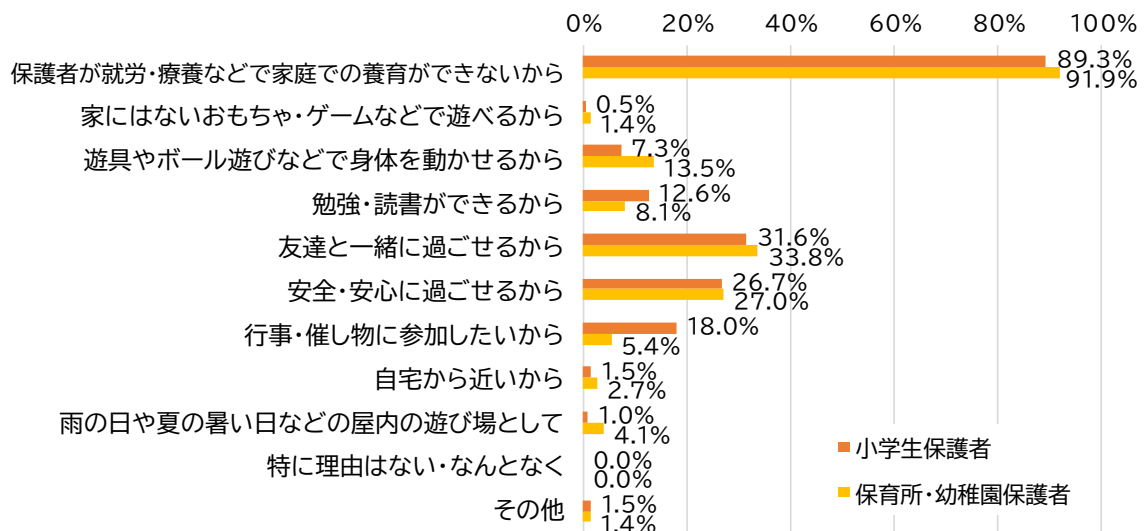
【保育所・幼稚園保護者】

- ・児童館を利用する予定については、「ある」が60.0%と最も多く、次いで「わからない」27.1%、「ない」が12.9%となっている。なお、「ある」または「わからない」と回答した人の94.6%が「放課後児童クラブ」での利用を目的としている。
- ・児童館を利用する理由(予定)では、「保護者が就労・療養などで家庭での養育ができないから」が91.9%と最も多く、次いで「友達と一緒に過ごせるから」が 33.8%、「安全・安心に過ごせるから」が 27.0%となっている。[下グラフ参照]

【中学生】

- ・児童館について「知っているが、中学生になってからは行ったことがない」が 84.1%と最も多く、次いで「知らない」が 8.8%、「知っていて、中学生になってから行ったことがある」は 7.1%となっている。

■児童館を利用する理由(小学生保護者、保育所・幼稚園保護者※) ※利用想定での回答含む。



[複数回答 (3つまで)]

b. 児童館を利用しない理由(保護者のみの設問)

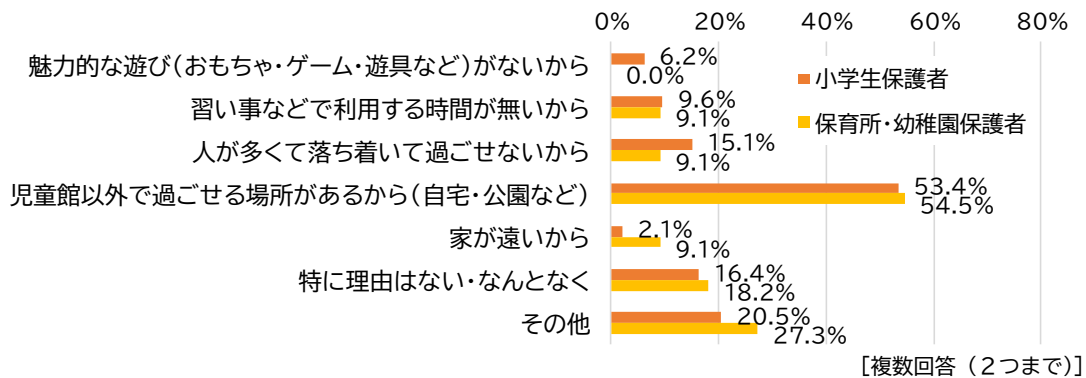
・児童館を利用していない人の約半数が児童館以外で過ごせる場所があるからと回答しています。

【小学生保護者】

・児童館の利用について「利用していない」または「利用しなくなった」と回答した人の理由は、「児童館以外で過ごせる場所があるから(自宅・公園など)」が 53.4%と最も多く、次いで「特に理由はない・なんとなく」が 16.4%、「人が多くて落ち着いて過ごせないから」が 15.1%となっている。

【保育所・幼稚園保護者】

・小学校入学後の児童館の利用について「ない」と回答した人の理由は、「児童館以外で過ごせる場所があるから(自宅・公園など)」が 54.5%と最も多く、次いで「特に理由はない・なんとなく」が 18.2%となっている。

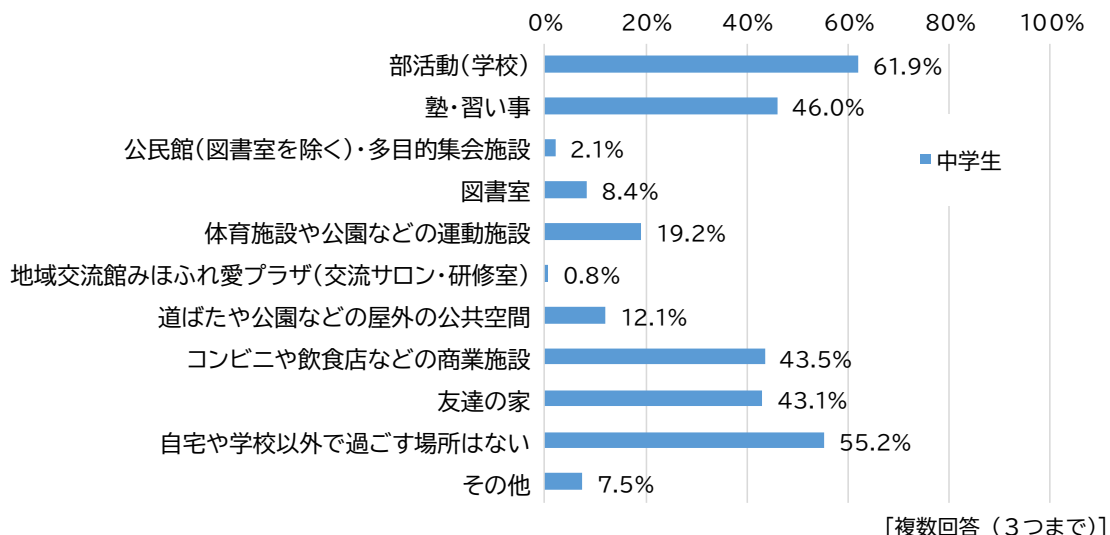


c. 自宅や学校以外での過ごし方(中学生のみの設問)

・半数を超える中学生が、自宅や学校以外で過ごす場所がない状況となっています。

・自宅や学校以外での過ごし方は、「部活動(学校)」が61.9%と最も多く、次いで「自宅や学校以外で過ごす場所はない」が 55.2%、「塾・習い事」が46.0%、「コンビニや飲食店などの商業施設」が43.5%、「友達の家」が43.1%となっている。

・全体的に比較してみると、公民館等の公共施設を利用する割合は低くなっている。



d.新児童館の屋内でできると良いこと

- ・保護者では、宿題などの勉強ができることや友達や異年齢との交流が求められています。
- ・中学生では、本や漫画などが読めることや宿題などの勉強ができることが求められており、このほか、ボードゲーム等のゲームができる、ゆっくり休めるといった比較的静的な活動が求められている傾向があります。

【小学生保護者】

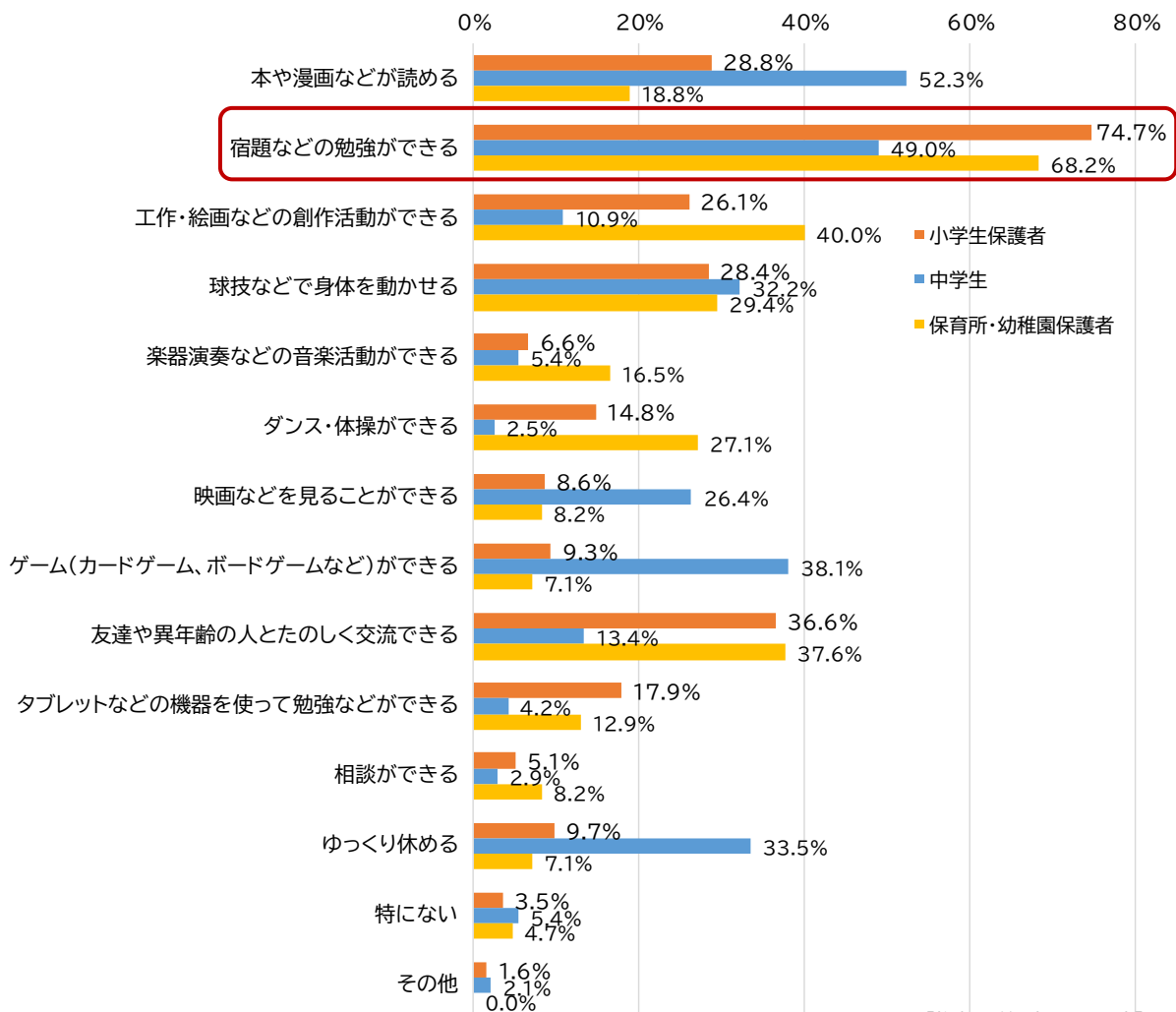
・「宿題などの勉強ができる」が 74.7%と最も多く、次いで「友達や異年齢の人とたのしく交流できる」が 36.6%、「本や漫画などが読める」が 28.8%となっている。

【中学生】

・「本や漫画などが読める」が 52.3%と最も多く、次いで「宿題などの勉強ができる」が 49.0%、「ゲーム(カードゲーム、ボードゲームなど)ができる」が 38.1%となっている。なお、「ゆっくり休める」、「球技などで身体を動かせる」、「映画などを見ることが出来る」もそれぞれ30%程度となっている。

【保育所・幼稚園保護者】

・「宿題などの勉強ができる」が 68.2%と最も多く、次いで「工作・絵画などの創作活動ができる」が 40.0%、「友達や異年齢の人とたのしく交流できる」が 37.6%となっている。



[複数回答 (3つまで)]

e.新児童館の屋外でできると良いこと

・遊具で遊んだり、スポーツをしたりと、身体を動かす動的な活動が求められています。

【小学生保護者】

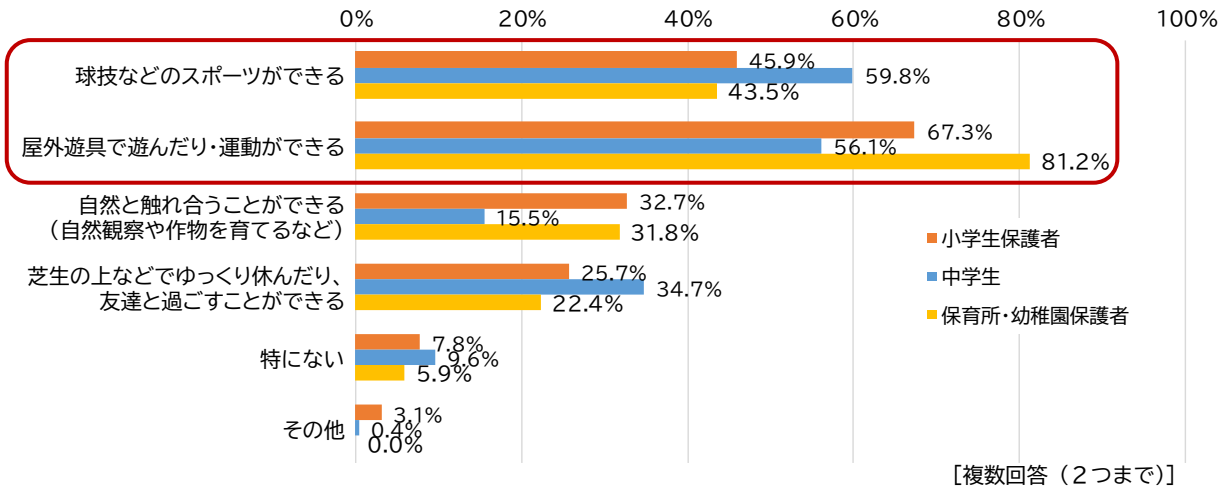
・「屋外遊具で遊んだり・運動ができる」が最も多く67.3%、次いで「球技などのスポーツができる」が45.9%、「自然と触れ合うことができる」が32.7%となっている。

【中学生】

・「球技などのスポーツができる」が59.8%と最も多く、次いで「屋外遊具で遊んだり・運動ができる」が56.1%、「芝生の上などでゆっくり休んだり、友達と過ごすことができる」が34.7%となっている。

【保育所・幼稚園保護者】

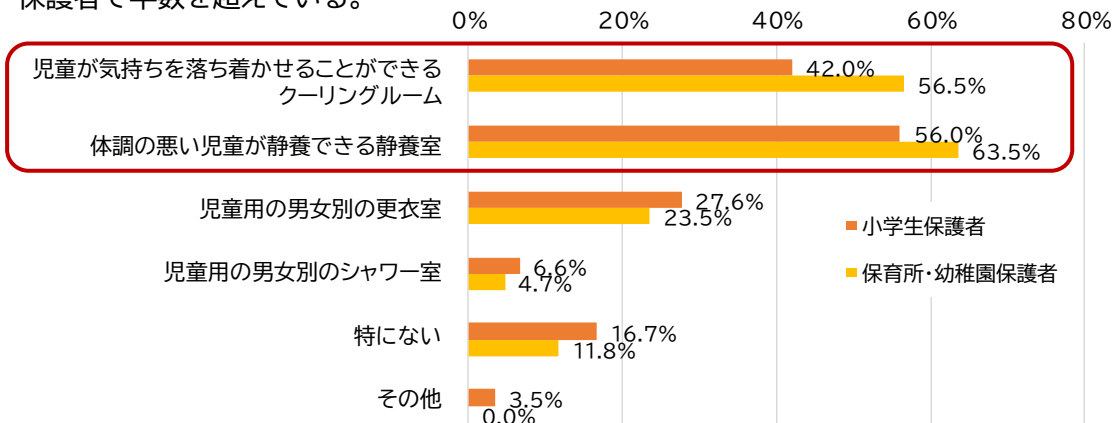
・「屋外遊具で遊んだり・運動ができる」が最も多く81.2%、次いで「球技などのスポーツができる」が43.5%、「自然と触れ合うことができる」が31.8%となっている。



f.優先的にあると良いと思う設備について(保護者のみの設問)

・「体調の悪い児童が静養できる静養室」、「児童が気持ちを落ち着かせることができるクーリングルーム」が優先的にあると良いと考えられています。

・「体調の悪い児童が静養できる静養室」は小学生保護者、保育所・幼稚園保護者ともに半数を超えており、「児童が気持ちを落ち着かせることができるクーリングルーム」は保育所・幼稚園保護者で半数を超えている。



g.新児童館の想定利用頻度、希望する利用日・時間帯(中学生のみの設問)

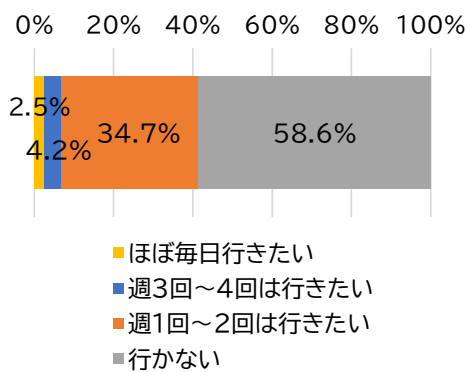
・新児童館の想定利用頻度については、「行かない」と回答した人を除き、「週1回～2回は行きたい」と回答した人が多くなっています。

・希望する利用日・時間帯については、「わからない」と回答した人を除き、「平日の夕方」と回答した人が多くなっています。

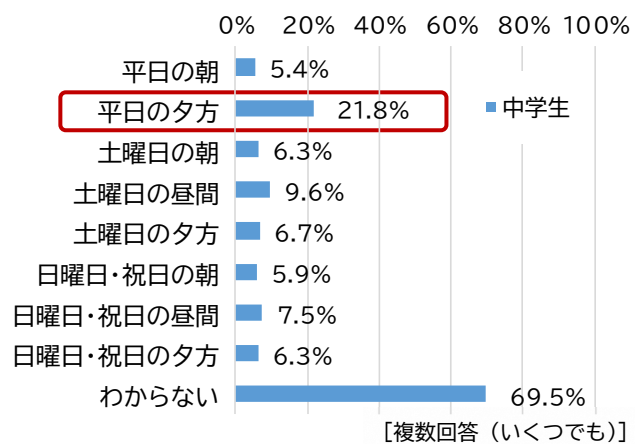
・新しい児童館ができれば、どのくらいの頻度で利用したいと思うかでは、「行かない」が58.6%と最も多く、次いで「週1回～2回は行きたい」が34.7%となっている。

・いつ利用したいかについては、「わからない」が69.5%と最も多く、次いで「平日の夕方」が21.8%、「土曜日の昼間」が9.6%、「日曜日・祝日の昼間」が7.5%となっている。

■想定利用頻度



■希望する利用日・時間帯



h.自由回答

・子どもが安心して、自身の行いたい活動ができるように、年齢や活動内容に応じて部屋または空間を分けたほうが良いという意見が比較的多くなっています。

・中学生では身体を使ったスポーツ・運動に関する意見が比較的多くなっています。

【小学生保護者】【保育所・幼稚園保護者】

・全体的に諸室や施設の使い方に関する意見が多く、特に、低学年と高学年などの年齢や活動内容に応じて部屋を分けることで安心して過ごせたり、動的な活動の部屋と静的な活動の部屋を分けることで集中して読書・勉強などができるようにしたりと、諸室を使い分ける意見が多かった。

【中学生】

・スポーツ・運動、遊具といった身体を使うことに対する意見が比較的多かった。

■小学生保護者及び保育所・幼稚園保護者の自由回答の分類

大分類	小分類	小学生保護者	保育所・幼稚園保護者	計
諸室や施設について	年齢や活動内容に応じた諸室の使い分けに関すること	12	3	15
	規模等に関すること	9	—	9
	読書や学習活動に関すること	9	1	10
	屋内の運動スペースについて（天候に左右されない等）	8	—	8
	屋外の運動スペースについて（フリースケート等）	7	—	7
	屋外のスペースについて（暑さ対策・水遊び）	4	—	4
	遊具に関すること	5	—	5
設備について	その他	6	6	12
	空調等	6	2	8
	ウォーターサーバー・冷蔵庫等	6	5	11
	ネット環境等	3	—	3
今後の運営に関すること	トイレ等	2	3	5
	おやつ・お弁当等	6	2	8
	習い事・学習支援等	6	2	8
利用日・時間について	利用日・時間について	3	1	4
	駐車場	5	1	6
その他		8	9	17
	計	105	35	140

※自由回答は、1件(1人)の回答につき複数分類されるものもあるため、自由回答の回答者数(小学生保護者 70件、保育所・幼稚園保護者 20件)よりも分類の合計数が多くなっています。

■中学生の自由回答について

ここでは、「こどもまんなか社会」の実現及び「こどもの居場所づくりに関する指針」の考え方に
基づき、美浦村の中学生が直接記載した意見(声)を尊重するため、意見の分類だけでなく、自由
回答に記載いただいた実際の内容を掲載します。

※同様の記載はまとめるとともに括弧書きで意見数を記載しています。なお、同様の内容であっても、
若干ニュアンスの異なるものは分けて記載しています。

※一文を分けて記載しにくいものは再掲とし、分類に該当する部分に下線を引いています。

<p>① スポーツ・運動 [合計 17 件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サッカー場・サッカーコート(3件) ・サッカーができる場所 ・サッカーとバスケがしたいから、その設備 ・野球ができる場所 ・卓球台 ・テニスコート ・ハンドボールコート&ハンドボール ・スポーツしたい ・運動ができる部屋 ・運動ができて金曜日に利用したい ・バスケットコートなどの中で運動ができるスポーツの施設などが欲しい ・少し天井が高い部屋をミニ体育館みたいな感じで利用できる感じ ・鬼ごっこやサッカーなどいろいろな遊びができるように広い遊べる場所 ・みんなで遊べたりする場所 ・どんな動きをしているのかがわかるくらい大きな鏡 	<p>② 遊具・外遊び [合計 14 件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブランコ(2 件) ・ブランコとか遊具があつたらいい ・中学生になってからブランコに乗れてないからあると嬉しい ・アスレチックみたいなものがあつたら面白い ・遊具(2件) ・遊具を増やしてほしい ・屋外遊具 ・ペンギンの遊具 ・とにかく広いほうがいい、ジャングルジムは絶対あつた方がいい ・遊具 隠れられる遊具や場所 ・みんながゆったりできて相談や外で遊べるブランコなど滑り台やちょっとしたゲームができる場所 ・外で遊ぶ時間を増やしてほしい 	<p>③ 学習・読書 [合計 12 件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強部屋・自習室(3件) ・勉強できる個別の机 ・別々の勉強部屋 ・テーブル(勉強用) ・図書室(小説・漫画あり) ・いろんな種類の本がある図書室 ・本とかがたくさんある図書室 ・いろいろな本や漫画が読める場所 ・本などを置いてほしい ・漫画を読む部屋
<p>④ 休憩・団楽 [合計8件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由スペース ・ゆっくりできる所(2件) ・仮眠室みたいなやつ ・寝るところ ・お昼寝スペース ・みんながゆったりできて相談や外で遊べるブランコなど… ・ゆっくり休める施設 	<p>⑤ ゲーム・アクティビティ [合計8件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム機(2 件) ・ゲームセンター(2 件) ・ちょっとしたゲームができる場所 ・ラウンドワン(2 件) ・VSPARK(ブイエスパーク) 	<p>⑥ 映画 [合計5件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画館(2 件) ・映画見るところ ・映画とかが見れる場所 ・息抜きもできる映画とかが見れる施設
<p>⑦ 音楽 [合計3件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアノ ・音楽関係ができる部屋 ・楽器(アップライトピアノ、ギター、ドラム、ベース)があるといい 	<p>⑧ 自然・動物 [合計2件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かな方がいい ・動物育てたい 	<p>⑨ 利用日・利用時間 [合計 14 件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日 ・火・木・金曜の夕方 ・午後の4時頃とか ・夕方 ・土曜日や日曜日の部活終わり ・平日の部活終わりや部活がない日 ・部活がある日(月火水木金)の夕方 ・利用時間は自由で土日でも使える ・土曜日は、朝から夕方までやっている ・とありがたい ・運動ができて金曜日に利用したい ・親のいない時間 ・好きな時がいい ・夏休み ・お正月
<p>⑩ 快適さ・設備 [合計4件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi ・エアコン ・外に日なたよけを作る(熱中症対策のため) ・丈夫にできていればいい 	<p>⑪ その他 [合計6件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず児童館がどの様なものかわからない ・大谷小の児童館も漫画や遊具があつたのでみんなが楽しめるような児童館がいい ・みんながゆったりできて相談や外で遊べるブランコなど滑り台やちょっとしたゲームができる場所をつくったり、おもに健康でいられる場所のほうがいい(※相談できる場 1 件、健康でいられる場 1 件) ・元気に過ごしていけたらと思います ・ふれあい館 	

2) 指定管理者等へのヒアリング結果

運営上の課題等を含めた児童館の現状や、新児童館に対する要望を把握するため、児童館の施設管理を行っている指定管理者や小中学校関係者にヒアリングを行いました。結果は以下の通りです。

① 既存施設における問題点等 [指定管理者ヒアリングより]

【不足している部屋・スペースについて】

- ・体調不良時やクールダウンするための(トラブル等の際に気持ちを落ち着かせることのできる)保健室のような場所がない。
- ・暑い日などは外遊びができないため、屋内で身体が動かせる場所があると良い。
- ・収納スペースが足りていない。
- ・職員用更衣室については、木原城山児童館はあるが使えていない状況。大谷時計台児童館はない。職員の休憩スペース、ロッカースペースは必要。

【部屋・スペースの使い方について】

- ・トイレは管理・安全面から利用者用と職員用を分ける必要はない。(水の出しっぱなしや異変に気付くため)
- ・放課後児童クラブ室の利用者と児童館の利用者については、活動・遊びを分けていない。
- ・調理室は、現在の運営では調理系をすることがないので不要。なお、現児童館の湯沸室にガスコンロはあるが、全く使用していない。カセットコンロか一口IHで十分である。

【スタッフの人数について】

- ・放課後児童クラブの量の見込みが 180 人想定とすると、15 人程度(児童厚生員2人、放課後児童支援員 10 人は必要)と考えられる。

【設備に関すること】

- ・衛生面や冬季の快適な利用環境(清掃時等)のため、お湯が使用できる水道があると良い。
- ・空調の効きがあまり良くないため、快適に過ごしにくい。
- ・食中毒防止のため、夏休み期間中にお弁当を入れられる冷蔵庫があると良い。

② 新児童館の整備に向けて [小中学校関係者ヒアリングより]

【駐車場について】

- ・施設建設予定地にある既存の小中学校の駐車場は、現在の規模以下とならないようにするとともに、児童・生徒の送迎時などの安全性を考慮してもらいたい。

【小中学校との連携について】

- ・小中学校のグラウンド・体育館について、部活動等で使用する場合を除き、児童館で利用することは可能。(特に野球場の外野の遊具を中心に使用してもらおうと良い。)

【福祉避難所としての位置付け】

- ・新児童館は福祉避難所※となることも見込まれる。

※ 福祉避難所：要配慮者（高齢者、障害者等）が安心して生活ができる体制を整備（段差の解消やスロープの設置、情報関連機器（ラジオ、テレビ、電光掲示板）の整備等）した避難所のこと。

3)先進事例の整理

先進事例は次の3つの施設について調査・整理を行いました。各施設の選定理由は以下の通りです。

- ・近年整備された放課後児童クラブを実施している児童館→①小野町児童館
- ・近年整備された多様なニーズに対応する設備がある児童館→②狭山市いりそ次世代支援センター
- ・中高生の居場所づくりとして実績があるもの→③文京区青少年プラザ

①小野町児童館「キラッと☆おの」

所在地	福島県田村郡小野町大字小野新町字万景上7		
所在自治体	福島県小野町	設置年	2025年4月
設置主体	福島県小野町	運営主体	福島県小野町
実施事業	児童館事業、放課後児童クラブ事業、地域子育て支援事業、一時預かり事業		
諸室	遊戯室・集会室、図書室、児童クラブ室、相談室・静養室、事務室、保育室、調理室 など		
施設規模	敷地面積:約5,207㎡	参 考	-
	延床面積:約706㎡		
構造等	木造平屋(一部鉄骨)		
用途地域	都市計画区域(非線引き区域)用途地域なし(容積率200%、建ぺい率60%)		
周辺環境	学校用地、住宅地、駐車場		
開館時間等	開館時間:午前9時から午後6時まで		
	休館日:日曜日・祝日・お盆休み、年末年始		
概 要			
【施設整備の経緯】			
<p>小野町の放課後児童クラブは、平成22年度に小学校西校舎の余裕教室で開始されましたが、小学校統廃合に伴い、令和元年より暫定的に別施設に移設されました。当該施設においては、低学年児童や支援が必要な児童の安全確保、小学校からの移動等といった様々な課題があったことから、令和3年度に小学校周辺での新施設整備が検討され、また併せて「小野町過疎地域持続的発展計画」に基づき、「こども家庭センター」の検討・整備が行われました。</p>			
【施設の特徴等】			
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブは1年生から6年生約70名対象としている。(児童クラブ室2室あり) ・児童クラブ室の中央には、子が落ち着いたり、集中できたりする空間として「デン*空間」を設けている。なお、児童クラブで利用していない時間帯であれば児童クラブ利用者以外も利用が可能。 ・屋外には「芝生の広場」、「地域の広場」、「児童の広場」、「幼児の広場」の四つの広場を整備し、一般の町民らも訪れることができる場としている。 ・月1回、小野町社会福祉協議会と連携してこども食堂を実施している。 			
<p>※デン(DEN)とは英語で「巣」「ほら穴」などのことをいう。建築や不動産等の分野では、個人の作業や趣味に使える小部屋、または空間のことを指す時に使用される。</p>			

資料:小野町ホームページ、放課後児童クラブ等施設整備基本構想[令和5年3月](小野町)より
放課後児童クラブ等施設整備基本構想の内容は策定当時の資料を抜粋

②狭山市いりそ次世代支援センター「I palette(あいぱれっと)」

所在地	埼玉県狭山市大字南入曾428番1		
所在自治体	埼玉県狭山市	設置年	2024年1月
設置主体	埼玉県狭山市	運営主体	埼玉県狭山市 (児童館は指定管理者)
施設機能	保育所、児童館、公共広場(次世代支援センター)		
諸室	児童館:学習室、集会室、図書室、多目的・調理室、体育室、事務室など		
施設規模	敷地面積:5,596㎡	参 考 ※計画時点	保育機能:約1,400㎡(屋内)
	延床面積:約1,892㎡		児童館機能:約600㎡(屋内)
構造等	木造平屋建て		
用途地域	第1種低層住居専用地域(容積率80%、建ぺい率50%)		
周辺環境	住宅地		
開館時間等	開館時間:午前9時から午後5時まで 休館日:毎月第1月曜日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)		
概要			
<p>【施設整備の経緯】</p> <p>狭山市では廃校となった入間中学校及び入曾乳児保育所跡地において、子育て支援拠点施設、公共広場、若い世代に向けた住宅用地の整備を計画しています。このうち、子育て支援拠点施設については、子育て支援の中心的役割を担い、子育てに関する包括的な支援を行うための保育所及び児童館機能を有する複合施設として整備されました。</p> <p>【施設の特徴等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所や児童館に加え、一時預かり事業のための保育室、子育て世代や中高生が過ごせるフリースペース、民間保育施設との連携や人材育成のための研修等でも使用できる会議室、子育てに関する相談のための相談室を配置。なお、当該施設では放課後児童クラブ(狭山市では学童保育室)の実施はしていない。 ・屋外には、保育所の園庭に加え、児童館側に、乳幼児用の園庭及び中高生向けのバスケット(ハーフコート)を整備している。公共広場には、インクルーシブ遊具を市内ですべて導入している。 			

資料:狭山市ホームページ、入曾地区子育て支援拠点施設等整備基本計画[令和2年9月]より

③文京区青少年プラザ「b-lab」※東京都文京区教育センター内

所在地	東京都文京区湯島四丁目7番10号		
所在自治体	東京都文京区	設置年	平成27年4月
設置主体	東京都文京区	運営主体	文京区青少年プラザ:認定特定非営利活動法人カタリバ
実施事業	文京区青少年プラザ:文化・スポーツ事業、学習支援事業、広報誌の作成、その他(利用者会議・地域交流事業(中高生企画))など		
諸室	文京区青少年プラザ:中高生談話スペース、ホール、音楽スタジオ、プレイヤード、研修室、軽運動室、スタッフスペース ※研修室、軽運動室は教育センターとの共用		
施設規模	敷地面積:4,695㎡ 延床面積:6,745㎡	参 考	文京区青少年プラザ:約620㎡ 教育センターとの共用部分除く
構造等	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上3階建て		
用途地域	第2種住居地域(容積率300%、建ぺい率60%)		
周辺環境	大学、住宅地		
開館時間等	開館時間:午前9時から午後9時まで(中学生は午後8時まで) 休館日:年末年始		

概要

【施設整備の経緯】

文京区青少年プラザ「b-lab」は「文京区教育センター等建物基本プラン」に基づき、学校支援センターとしての機能を強化した文京区教育センターと、障害の早期発見・早期療育など乳幼児の発達を支援する文京福祉センター療育部門からなる複合施設の一つとして設置されました。

【施設の特徴等】

- ・主に中高生と高校生を対象とした、自主的な活動の場及び交流の場を提供することにより、青少年の自立性及び社会性を育む施設。「中高生の秘密基地」がコンセプトとなっている。
- ・中高生談話スペース(145㎡)内には、カウンター席、テーブル席、ソファ席などがあり、カフェのような雰囲気の中で思い思いに過ごすことができるようになっている。また、PCコーナーや創作活動が行えるテーブルや書籍棚もある。
- ・教育センターとの共有で使用している研修室では、学習に集中したい子などが利用している状況。



△中高生談話スペース

資料:文京区青少年プラザ「b-lab」提供資料、現地視察資料より

(5) 課題の整理

1) 児童館としての機能・役割の強化

【現状等】

◎国・県・村の動向より

・自宅や学校以外の「こどもの居場所」としての児童館機能・役割の強化が求められており、子どもの自発的な活動を尊重することや、中・高校生世代も利用できる施設として実際に利用可能な環境づくりが求められている。

◎児童館の現状より

・本村では児童館において放課後児童クラブを実施している。放課後児童クラブの登録者数は全国的にも過去最多となっており、本村においても需要が増加している。

◎施設建設予定地の状況より

・施設建設予定地周辺は、地域交流館みほふれ愛プラザ(子育て支援センター・地域産品直売所等)、公民館などの交流施設が集積している。

・施設建設予定地は、本村の総合計画において“みほふれ愛地域”に位置している。当該地域は「村の中心としての役割を担う地域づくり」に取り組むことを掲げている。

◎施設利用者等の意向より

・児童館利用者(小学生)の約9割が「放課後児童クラブ」の利用。(小学生保護者アンケート)

・中学生の約8割が中学生になってからは児童館を利用したことがない。(中学生アンケート)

・半数を超える中学生が自宅や学校以外で過ごす場所がないと回答。(中学生アンケート)

・中学生における新児童館の想定利用頻度は、「行かない」という人を除き、週1回～2回が多い。(中学生アンケート)

課 題

- 小学生対象の放課後児童クラブの利用需要に対応するとともに、「児童館」として、本村のすべての子どもが「地域の中にある自分の居場所」として認識できる施設となることが望まれます。
- 中・高校生世代の利用については、現状の利用が少ないこと、新児童館に対しても利用意向が高くないことから、実際に利用したくなるように計画を行う一方で、時間や曜日を分けるなど合理的な利用についても検討を行う必要があります。

2)魅力ある施設の整備・充実

【現状等】

◎児童館の現状より

・児童館利用者(放課後児童クラブ以外)は年々減少しており、令和元年度と令和6年度を比較すると2児童館の合計で1,692人減少している。

◎施設利用者等の意向より

・保護者・中学生ともに、新児童館において、屋内では宿題や学習ができることを望まれており、屋外では遊具での遊び、スポーツ・運動といった身体を動かす活動が望まれている。なお、中学生の自由回答では、スポーツ・運動や遊具・外遊びを挙げる人が多くみられた。

・熱中症対策で外遊びが制限される場面があることなどから、屋内でも十分に身体を動かせる空間の必要性が指摘されている。(保護者アンケート、指定管理者ヒアリング)

・幅広い年齢層が利用する施設として、年齢や活動内容に応じて部屋等を分けるなど、利用者が安心して利用できる環境づくりが求められている。(保護者アンケート・自由回答)

・利用者や施設管理者のニーズに十分に対応できる施設の規模や設備、使い方となっていない。(指定管理者ヒアリング)



課 題
<ul style="list-style-type: none">● 地域における遊び及び生活の場、そして、子どもの心身を育成し情緒をゆたかにする施設として、子どもたちが存分に身体を動かして遊べたり、集中して読書や学習を行えたり、休息できたりするなど、自身の行動を自由に選び過ごせるよう、子どもたちにとってより魅力的な施設とすることが求められます。● 子どもたちが安心・安全に過ごせる場として、子どもの年齢や活動内容に応じたゾーニング(機能区分及び配置)を検討することが求められます。

3)持続性を持った施設の整備

【現状等】

◎国・県・村の動向より

・「こどもの居場所」が複数あることは、こどもの育ちにとって極めて重要であるとの考えから、こどもの居場所については、児童館を含む、学校や公民館などの地域資源を柔軟に活用した多様な居場所の確保が求められている。また、子ども・若者が「居場所」と感じる場が失われないよう、(その場が)維持され、継続されることが求められている。

・「こどもの居場所」は、こどもの意見が尊重される場となることが重視されている。

◎児童館の現状より

・放課後児童クラブの登録者数が増加する一方で、本村の総人口は減少し続けており、今後も子ども自体の数が減少していくことが予測されている。

◎施設建設予定地の状況より

・施設建設予定地周辺は、地域交流館みほふれ愛プラザ(子育て支援センター・地域産品直売所等)、公民館などの交流施設が集積している。[再掲]

・地域交流館みほふれ愛プラザは、乳幼児とその保護者のための遊びや交流の場となっている。

◎施設利用者等の意向より

・中学生における新児童館の想定利用頻度は、「行かない」という人を除き、週1回～2回が多い。(中学生アンケート)[再掲]

・施設建設予定地内にある小中学校の駐車場については、現在の規模以下とならないようにするとともに、児童館利用者分を含めた駐車場の配置や送迎スペース、通路等の安全性や利便性を考慮する必要がある。(小中学校関係者ヒアリング)

・隣接する小中学校のグラウンド・体育館は、部活動等で使用する場合を除き、児童館で利用することが可能。(小中学校関係者ヒアリング)

課 題

- 施設の利用状況やニーズの変容、人口動態や地域の状況の変化といった、将来の様々な変化にも対応できるよう、諸室の活動内容や利用方法を過度に限定しない、汎用性・可変性の高い空間構成とすることが求められます。
- 地域に既存する施設(小中学校のグラウンド・体育館、みほふれ愛プラザ、公民館など)を「こどもの居場所」として活用・連携を図ることにより、新たに整備する施設を過大とせず、適切な規模とすることが望まれます。
- 駐車場については、小中学校と児童館の駐車場を一体的に整備し、スペースの効率化を図ることが求められます。

第2章 基本構想

(1)基本方針

1)基本コンセプト

児童館は、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とした施設であり、子どもが、その置かれている環境や状況にかかわらず、自由に来館して過ごすことができる場所です。

本村では、「第7次美浦村総合計画」基本構想の施策の一つとして『子どもの健やかな成長を育む村づくり』を掲げており、未来を担う子どもたちを学校や地域、行政が支えていくこととしています。また、令和7年3月に策定した「第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画」では、「地域が支える“子ども・家庭”まんなか社会の実現」を基本理念として、本村の子どもを全ての「まんなか」において、地域の豊かな未来のために全ての子どもと子育て家庭を支援していくこととしています。

これら本村のまちづくりの方針や児童館の状況を受け、新児童館の整備に向けた基本コンセプトを、実際に施設を使う「子どもたちへのメッセージ」として、次のように整理しました。



美浦村の子どものみなさんへ



このたび、村では、新しい児童館をつくるための大切な考え（コンセプト）をまとめました。

新しい児童館は、美浦村で暮らす子どものみなさんが「行ってみよう!」「また来たい!」と思える場所にしたいと思っています。

ここでは、思いきり体を動かして遊んだり、集中して勉強したり、好きなものを作ってみたり、ゆっくり休んだり、みんなで過ごすことも、一人で過ごすこともできます。



小さい子も大きい子も、それぞれの過ごし方ができ、自分の時間を楽しめる、そんな場所です。



また、村の中にある自分の家や学校以外の居場所として、いろいろな年れいの子どもや、子どもたちのことをおうえんしてくれる大人とも仲良くなれる、そんな“こころのよりどころ”にもなるようにしたいと考えています。

そして、この児童館は 作って終わり ではありません。
みんなで“育てていく場”でもあります。

この児童館で、遊んだり、過ごしたりしながら、どんなふうになったらもっと楽しい場所になるのか
みなさんの声をきかせてください。

美浦村のことをもっともっと大好きになる
そんな特別な居場所にしていきたいと思います。



2) 基本的考え方

基本コンセプトに基づく、新児童館の施設整備における基本的考え方は次の通りです。

◎子どもたちが、“よく遊び・よく学ぶ”ことができる場

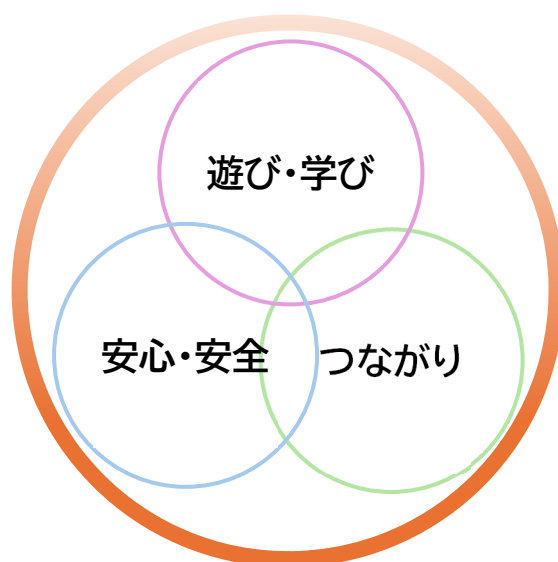
本村の小・中学生を主な対象として、年齢や発達段階、そして多様なニーズに応じた遊びや学びの活動が行える場を確保します。また、「自分の居場所」と感じ、自ら足を運びたくなる環境づくりを目指します。本村の子どもたちの好奇心に働きかけ、創造性や自主性を育めるようにします。

◎子どもたちが、“安心・安全に過ごす”ことができる場

放課後の時間帯を含む自宅や学校以外の居場所として、子どもたちの見守りが行き届く環境や、心や体の状態に寄り添える環境を整えます。また、保護者が安全に子どもたちを送迎し、安心して子どもを託すことができる場を目指します。これにより、物理的にも心理的にも子どもたちからの信頼感を得られる環境づくりを目指します。

◎子どもたちが、“人や地域とのつながりを深める”ことができる場

年齢や発達段階等に応じた活動が行えるようにする一方で、学年間や異年齢との交流が行えるような場を確保します。また、児童館を地域の教育・子育てのネットワークの拠点の一つとして位置づけ、企画やイベント時などにおいて、地域住民や団体、保護者等と一緒に関われる場ともなるようにします。こうした様々な人との交流により、社会性や協調性、人間力を育めるようにします。



美浦村の子どもたちの居場所

(2)導入機能の検討

1)子どもたちが、“よく遊び・よく学ぶ”ことができる場

【求められる機能・役割】

- ・様々な年齢の子どもが身体を思い切り使った遊びや運動ができる(遊戯室、園庭)
- ・自分のアイデアや思いを表現するための創作活動や芸術文化活動ができる(創作活動室、遊戯室)
- ・自分の将来に向けての勉強や自分の趣味の学習や読書ができる(図書室、ティーンズルーム、自習室)
- ・心地よい空間(施設環境)の中で過ごすことができる(談話スペースなど)

2)子どもたちが、“安心・安全に過ごす”ことができる場

【求められる機能・役割】

- ・子どもたちを常時見守ることができる(見通しのよい事務室、玄関ホール)
- ・体調が悪い時に寝て休んだり、気持ちを落ち着かせることができる(静養室)
- ・児童や保護者が困りごとなどについて相談できる(相談室)
- ・保護者が仕事で放課後等にいない時に安心して過ごすことができる(放課後児童クラブ室)
- ・安全に来館したり、保護者が子どもを送迎したりすることができる(駐輪場・駐車場)
- ・敷地内通路や施設内の安全が確保されている(バリアフリー対応、見通しの良い動線)

3)子どもたちが、“人や地域とのつながりを深める”ことができる場

【求められる機能・役割】

- ・子ども同士や、地域の子育てに関わる人々(個人や団体)などと交流することができる(遊戯室、集会室、交流室、談話スペース)
- ・地域に関する情報や、誰かとつながるための情報を見たり、聞いたりすることができる(事務室、玄関ホールの掲示スペース)

※各文末にある諸室名については、第3章にて設置根拠等を記載しています。

第3章 基本計画

(1)導入機能検討における前提条件の整理

1)年齢層別の利用状況の整理

放課後児童クラブ及び児童館の利用者と利用時間・利用目的と内容を整理しました。

	放課後児童クラブ	児童館			
利用者	小学生	小学生	中高生		
利用時間	13:00 頃から 18:45 まで	13:00 頃から 16:30 まで	15:00 頃から 17:30 まで		
利用時間帯	13			<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">部活動がある日 (火・水・金)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">部活動がない日 (月・木)</div> </div>	
	14				
	15				<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">(想定利用ピーク) 14:30~16:30</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 想定利用ピーク※ 15:30 頃以降 </div> </div>
	16				
	17				<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 想定利用ピーク※ 冬 16:30 頃以降 夏 17:30 頃以降 </div>
	18				<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 想定利用ピーク※ 15:30 頃以降 </div>
19					
備考	・想定利用ピークは現在の利用状況から想定	・現在は小学生の半数近くが放課後児童クラブに登録しているため、児童館単独利用者は少ない。想定利用ピークは現在の下校時間から想定。なお、現在のルールでは、一度帰宅してから来館するものとなっている。	・児童館単独利用者は少ないため、想定利用ピークは現在の部活動ルールから想定 ・17:30 以降の利用は児童館利用のルールを再検討する必要がある。 ※利用時間帯は、美浦中学校における時間を記載している。		
利用目的	保護者が就労等で家庭での養育が困難な際の遊び・生活の場	健全な遊び・健康の増進・情緒をゆたかにする場			
利用内容	・遊び ・宿題 ・イベント	・遊び ・運動 ・宿題、自習	・遊び ・運動 ・宿題、自習 ・趣味活動		

2)各種基準等における考え方の整理

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、児童館の設置運営要綱、児童館ガイドライン、既存施設や他事例などを踏まえ諸室をピックアップし、その必要度を検討しました。

諸室	必要度		考え方等	計画諸室
	レベル	設置根拠※1		
放課後児童クラブ室	◎	村方針	設置根拠に基づき計画する ※設置運営要綱及び児童館ガイドラインには「必要に応じて設置」する旨記載あり	採用
遊戯室	◎	基準	設置根拠に基づき計画する ※3x3やバドミントンができる程度の室内運動場を想定	採用
図書室	◎	基準	設置根拠に基づき計画する	採用
集会室	◎	基準	設置根拠に基づき計画する	採用
事務室	◎	要綱	設置根拠に基づき計画する	採用
相談室	◎	ガイドライン	設置根拠に基づき計画する ※要綱では「必要に応じて設置」する旨記載あり	採用
創作活動室	◎	ガイドライン	設置根拠に基づき計画する ※要綱では「必要に応じて設置」する旨記載あり	採用
静養室	◎	要綱	ヒアリング及びアンケート結果を考慮し、計画する ※設置運営要綱及び児童館ガイドラインには「必要に応じて設置」する旨記載あり	採用
湯沸室	○	(既存施設)	ヒアリング結果を考慮し、諸室としては計画しない ※事務室内にコーナー的に設けることを検討する。	
更衣室	○	(既存施設)	ヒアリング結果を考慮し、計画する	採用
倉庫	○	(既存施設)	ヒアリング結果を考慮し、計画する	採用
ティーンズルーム	☆	国方針※2	児童館の機能強化に関する国の方針と村の実状を考慮し、計画する	採用
交流室	☆	国方針※2	放課後児童クラブの機能強化に関する国の方針と村の実状を考慮し、計画する	採用
保育室	△	(他事例)	乳幼児の遊び場は、引き続き近隣のみほふれ愛プラザで提供する ※ただし、児童館利用児童の保護者を対象に、一時的な利用を想定した乳幼児コーナーを設けることを検討する。	
調理室	△	(他事例)	ヒアリング結果を考慮し、計画しない	
スタジオ	△	(他事例)	アンケート結果を考慮し、諸室としては計画しない ※ただし、映画鑑賞・楽器演奏など視聴覚ルームとしての利用ができる諸室を検討する。	
自習室	△	(他事例)	アンケート結果を考慮し、計画する。	採用
玄関・廊下・収納等	○	(既存施設)	一般的な施設計画として計画する	採用
トイレ	◎	基準	設置根拠に基づき計画する	採用

レベル凡例:◎:必須 ○:設置提案 ☆:積極的に設置を検討 △:設置是非要検討
その他、機械室等は施設規模に応じて要否を検討します。

※1【出典】各種基準について(効力順)

基準:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

要綱:児童館の設置運営要綱(平成2年8月7日厚生省発児第123号 児童館の設置運営について別紙)

※「小型児童館」、「児童センター」、「大型児童館」の区分のうち「児童センター」の必要諸室を基に整理している

ガイドライン:児童館ガイドライン(令和6年12月3日こ成環第300号 児童館ガイドラインの改正について(通知))

※同ガイドライン「第6章 児童館の運営」は「児童館の設置運営要綱」に基づいた児童館設備等のあり方を記載している

※2 児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について(こ成事第568号令和5年12月19日)、子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について(こ成事第264号令和7年4月24日)

3)計画諸室の整理

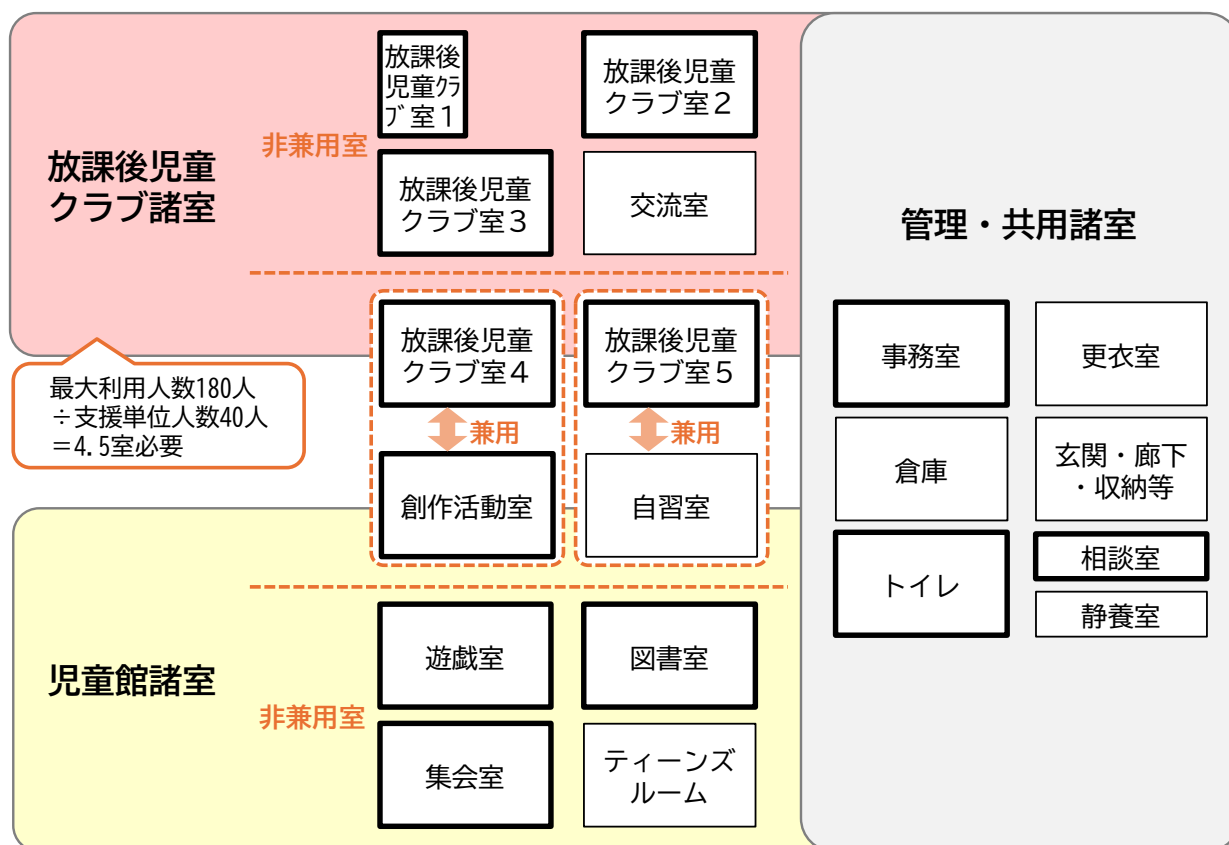
【前提条件】

◎諸室の兼用の考え方について(各種基準等、国・県との協議結果より)

- ・原則として、遊戯室、図書室、集会室は他の諸室と兼用しない。

【計画】

放課後児童クラブの登録者数は増加傾向にあるため、直近での需要は増大すると見込まれています。しかし、本村の人口自体は減少傾向にあることから、過大な計画は避け、利用内容・利用時間に応じて柔軟に活用できる施設計画を目指します。



※太枠の諸室は必須のものを示す(「2)各種基準等における考え方の整理」表中でレベルが「◎」である諸室)

(2)導入機能を踏まえた計画諸室等の検討

導入機能に対応する活動内容と想定される必要な諸室を検討しました。

※下記は現段階のものであり、今後国や県との協議、設計等により変更となる場合があります。

1)計画諸室等の規模と諸室の内容

■屋内

番号	諸室名	面積	諸室の主な活動イメージ
①	放課後児童クラブ室1	約 33 m ² 以上	■放課後児童クラブ専用の部屋 - 20 人が活動できるスペースを確保する※1 - 多目的に使用できるようにする
②	放課後児童クラブ室2	約 66 m ² 以上	■放課後児童クラブ専用の部屋 - 40 人が活動できるスペースを確保する※1 - 多目的に使用できるようにする
③	放課後児童クラブ室3	約 66 m ² 以上	■放課後児童クラブ専用の部屋 - 40 人が活動できるスペースを確保する※1 - 多目的に使用できるようにする
④	創作活動室 (放課後児童クラブ室4)	約 66 m ² 以上	■工作などの創作活動が行うことができる部屋 - 創作活動に必要な設備(手洗い場等)や収納スペースを設置する - 放課後児童クラブ室(40 人が活動できるスペース※1)としても利用可能な部屋とする
⑤	自習室 (放課後児童クラブ室5)	約 66 m ² 以上	■学習ができる部屋 - グループ学習や個別学習を行うスペースを設置する - 放課後児童クラブ室(40 人が活動できるスペース※1)としても利用可能な部屋とする
⑥	集会室	25 m ² 程度	■多目的に利用できる部屋 - 少人数グループなどでの遊びや活動が行えるスペースとする - ボードゲーム、カードゲームなども行えるようにする
⑦	図書室	30 m ² 程度	■読書ができる部屋 - 落ち着いた空間の中で読書が楽しめるよう、書架を設置する - 4人掛けテーブル2つ程度が入るスペースとする

※1 放課後児童クラブ室の面積について(美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年美浦村条例第 22 号)より)

設備の基準(第9条第2項より)→利用者1人につきおおむね1.65m²以上

→よって、支援単位人数 40 人の場合は66m²以上、20 人の場合は33m²以上必要

番号	諸室名	面積	諸室の主な活動イメージ
⑧	ティーンズ ルーム	20 m ² 程度	<p>■中・高校生世代専用の部屋</p> <ul style="list-style-type: none"> -4人掛けテーブル1つ、個別スペース6席程度が入るスペースとする -中・高校生世代が集中して学習や読書ができるようにする -安心して活動できるよう、事務室からの見守りやサポートが行き届く配置とする
⑨	交流室	25 m ² 程度	<p>■放課後児童クラブの子どもと地域の子どもが交流できる部屋</p> <ul style="list-style-type: none"> -放課後児童クラブを利用する子どもたちと児童館に来館する子どもたちが、会話や遊びを一緒に楽しみ、共に活動できるようにする -4人掛けテーブル3つ程度が入るスペースとする -集会室と併設して一体的に利用できるようにする
⑩	遊戯室	220 m ² 程度	<p>■多目的に自由に遊ぶことのできる部屋</p> <ul style="list-style-type: none"> -3X3 バasketボール、バドミントンなどの遊戯が可能な広さ等を確保する -遊具や器具などを収納する倉庫を別途設置する -防音に配慮したしつらえとする(イベント等での使用を想定)
⑪	静養室	10 m ² 程度	<p>■体調不良時などに休んだり、困りごとを相談したりできる部屋</p> <ul style="list-style-type: none"> -一時的に静養が必要な人が、横になれるようベッドを設ける -トラブル時等に子どもが気持ちを落ち着かせる部屋としても利用できるようにする
⑫	相談室 1、2	計 25 m ² 程度	<p>■困りごとや悩みを相談できる部屋</p> <ul style="list-style-type: none"> -安心して個別の対応を受けられるよう、部屋を複数(2室)設けるとともに、分散して配置する -子どもや保護者の相談対応を行えるようテーブルを設ける -相談室1は6人掛けテーブル1つ程度が入るスペースとする -相談室2は4人掛けテーブル1つ程度が入るスペースとする
⑬	更衣室 (職員用)	5m ² 程度	<p>■職員・スタッフが着替え等を行う部屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員・スタッフ用のロッカー(男女別)を設ける
⑭	事務室	50 m ² 程度	<p>■職員・スタッフが総合的な事務処理等を行う部屋</p> <ul style="list-style-type: none"> -安全性や職員等の作業効率に配慮するため、見通しの良い(大人の目が行き届く)仕様・配置とする -児童館利用者の受付を行うスペース(カウンター)を設ける -湯沸コーナーを設ける -4人程度が事務処理を行うスペースとする -静養室、相談室、更衣室を隣接して配置する

番号	諸室名	面積	諸室の主な活動イメージ
⑮	玄関及び 玄関ホール	適宜	■利用者の受け入れ等を行うスペース - 事務室から様子が確認できる安全に配慮された配置・仕様とする - 玄関周辺の混雑緩和にも配慮した広さとする - 自由に談話したり・休憩したりすることができるスペースを確保する - 施設や行政等からのお知らせやイベント・サークル等の情報などが掲示できるスペースを確保する
⑯	トイレ	35 m ² 程度	■施設利用者及び職員・スタッフが使用するトイレ 参考)下記は設置目安 男性用:個室2、小便器3、手洗い器2程度 以上 女性用:個室5、手洗い器2程度 以上 多目的トイレ1(幼児用や障がい者用(おむつ交換台も設ける))
⑰	倉庫	適宜	■遊具等を収納するための倉庫 - 比較的大きな遊具等が入るスペースを確保する
⑱	その他	適宜	- 廊下・収納等

備考:各諸室またはスペースに必要な設備等があれば、それに応じたスペースを設けることとする。

■屋外

駐車場 (車路等含む)	2,790~ 3,090 m ² 程度	■児童館職員、保護者及び小中学校職員、保護者のための駐車スペース - 人・自転車・自動車の各動線に配慮し、利用者の安全を確保する - 設置台数(必要台数)は下記の台数以上を確保する ①児童館職員用(15台) ②保護者(40~50台) ※児童館・放課後児童クラブ利用者及び小中学校保護者用 計 55~65台 ③小中学校職員(38台) 合計 93~103台(車椅子使用者用 ^{※2} 含む) 30 m ² /台(車路含む)×93~103台=2,790~3,090 m ²
駐輪場 (通路含む)	25 m ² 程度	■施設利用者のための駐輪スペース - 設置台数は10台以上を確保する 2.34 m ² /台(通路含む)×10台=約 24 m ²

※2 車椅子使用者用駐車施設について(茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則(平成8年茨城県規則第68号)より)

整備基準(第5条別表第2より):駐車施設の数200以下の場合、当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

➡よって、100台の場合、2台分の設置が必要(100台×0.02=2台)

備考:屋外(園庭)に設ける遊具については、設計段階において別途検討を行う。

■計画諸室の参考イメージ



遊戯室
※計画諸室では遊具は常設しない想定です。



ティーンズルーム
(個別ブース席とグループ席のイメージ)



児童クラブ室
(明るく開放的な室内のイメージ)



園庭に開いた平屋建ての建物



建物と園庭のつながり部分
(半屋外となるデッキのあるスペース)



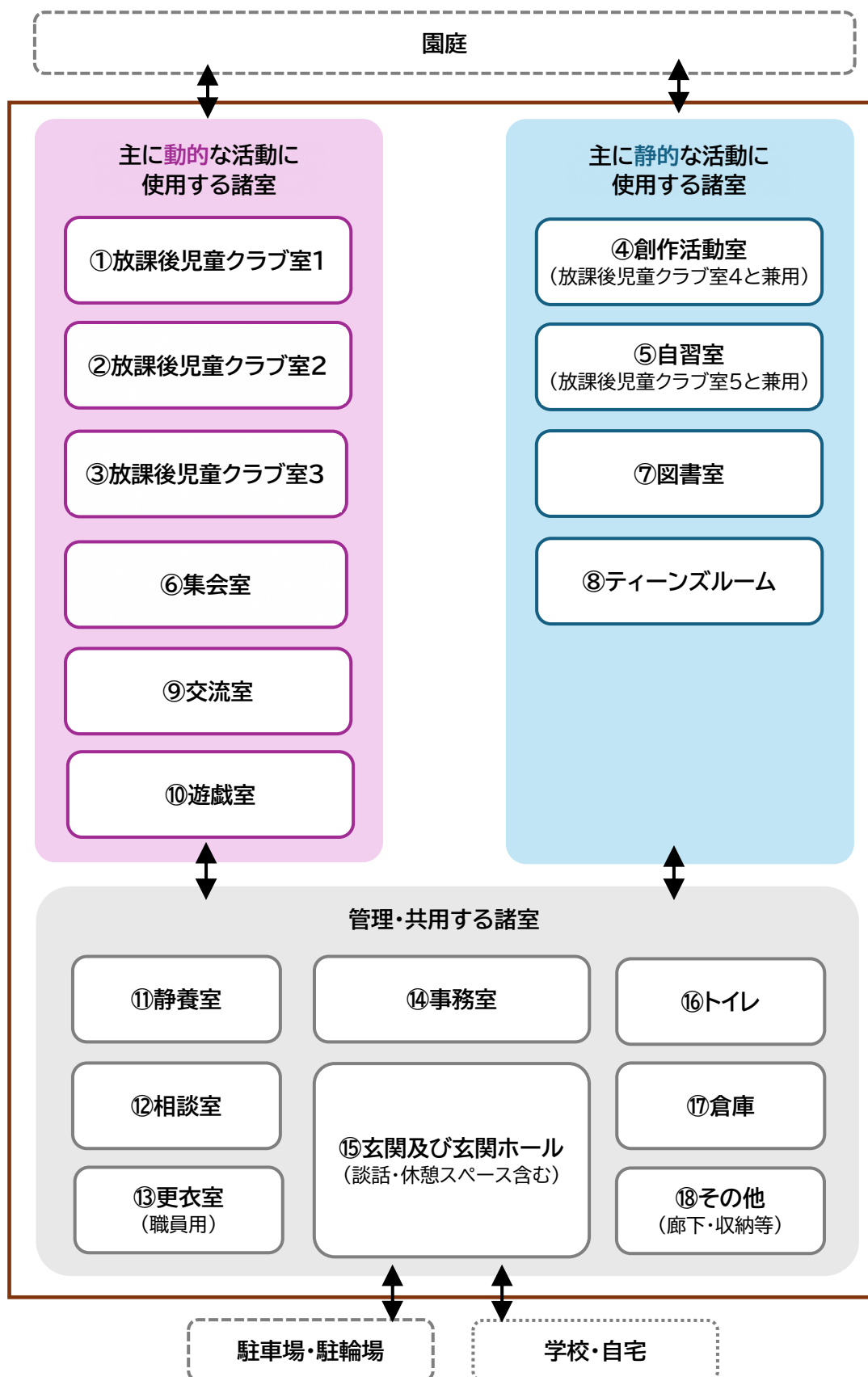
建物と園庭のつながり部分

※右上を除く写真は「小野町児童館 キラッと☆おの」より（視察時撮影）

※右上の写真は「文京区青少年プラザ『b-lab』」より（視察時撮影）

2) 計画諸室の構成

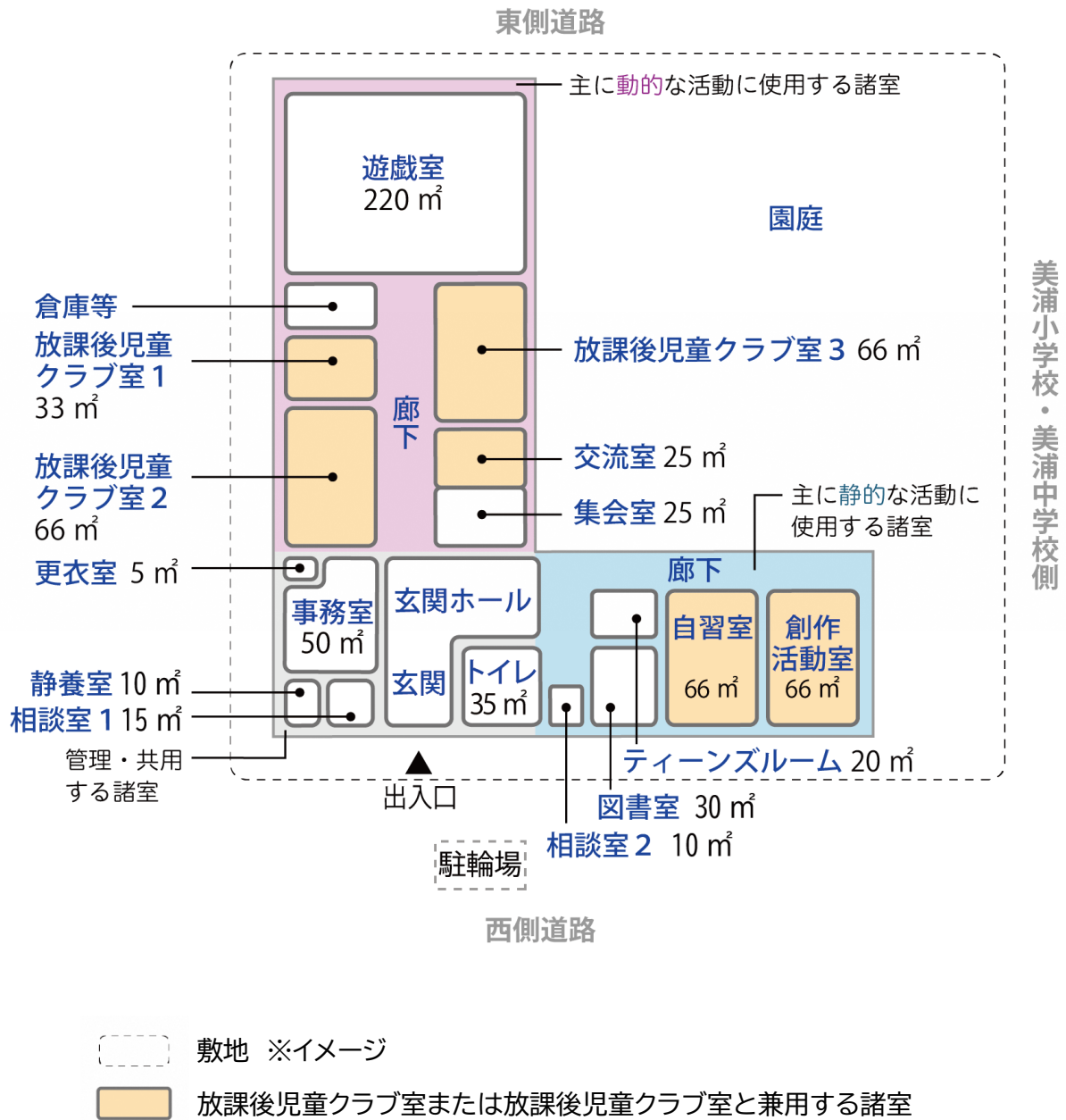
各諸室の主な活動イメージを踏まえ、諸室の関係性を以下の通り考えました。



(3)モデルプラン案の検討

1)諸室の配置案

※下図は現段階のものであり、今後国や県との協議、設計等により変更となる場合があります。



2)施設の配置案

①施設配置の考え方

周辺環境(近隣家屋との距離など)にも配慮した配置とします。

②歩行者動線の考え方

歩行者は交通量の少ない南側道路を使用し、隣接する小中学校から敷地内へと安全に通行・出入りできるようにします。

歩行者動線と車両動線が交錯しないよう安全性に配慮した通路とします。

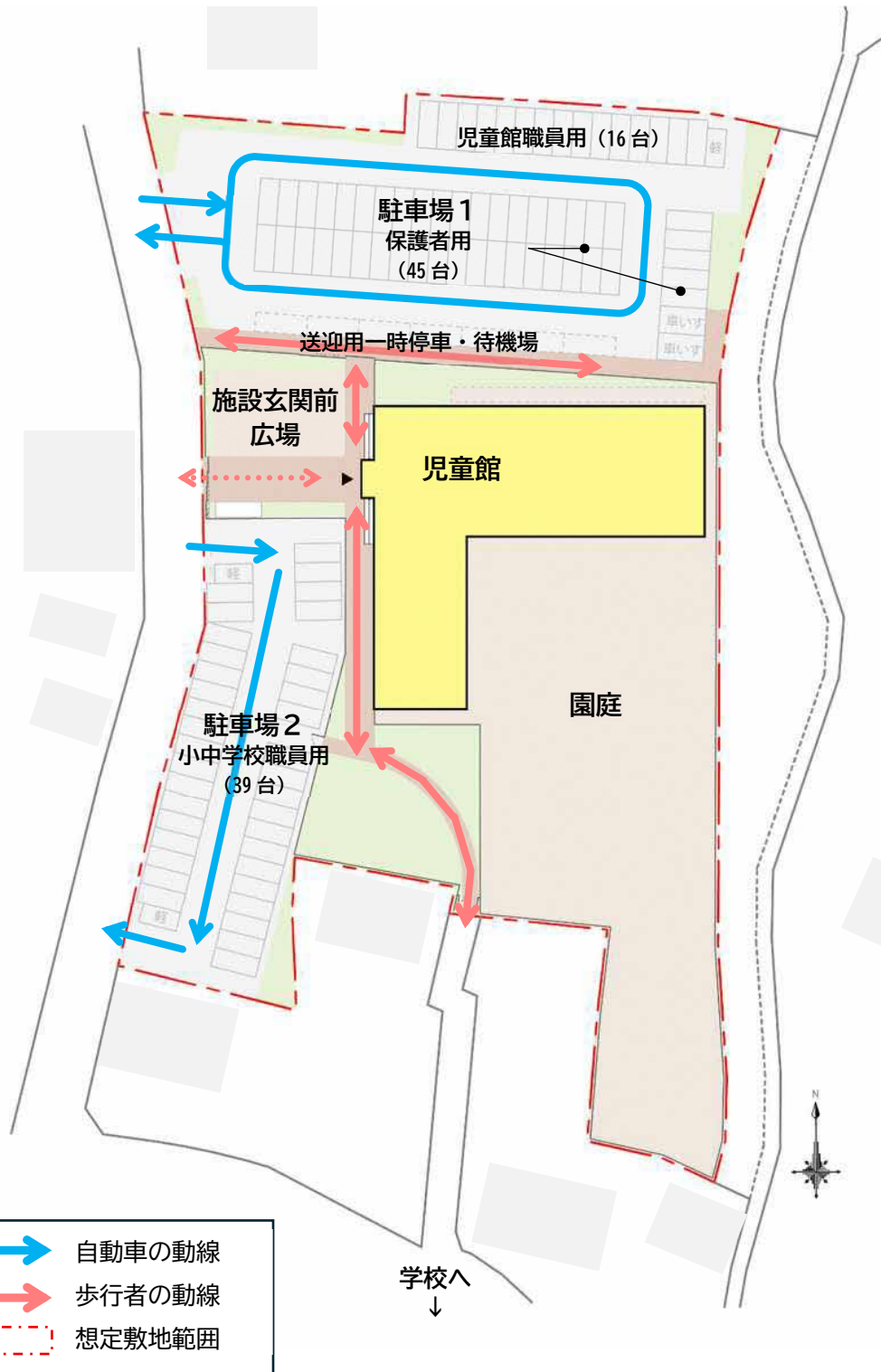
③車両動線・配置の考え方

車両は西側道路からの出入りとします。

駐車場は2か所設置することとし、敷地北側を児童館利用者及び小中学校保護者用、敷地南西側を小中学校職員用とします。

保護者用駐車場は、円滑な車両動線を確保するとともに、送迎用一時停車・待機場を設けることにより、児童生徒を安全に送迎できるようにします。

■施設配置案



→ 自動車の動線
→ 歩行者の動線
 想定敷地範囲

駐車台数について

	必要台数	計画台数
児童館職員用	15台	16台
保護者用	40~50台	45台
小中学校職員用	38台	39台
敷地内駐車台数計	93~103台	100台

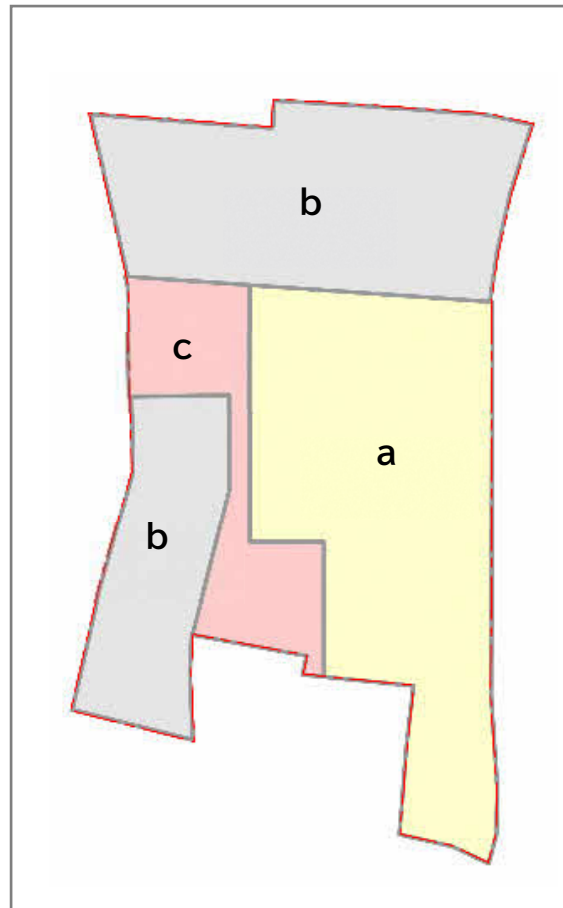
100台のうち、2台を車椅子使用者用として設置

※敷地測量や関係機関との協議等により計画に変更が生じる場合があります。

3)安全管理の考え方

敷地は次の3つのエリアに分け、フェンスやゲートなどを設けることにより安全に管理を行えるようにします。

- (a)施設利用者用エリア …施設利用者のみが使用するエリア
- (b)駐車場1・駐車場2 …駐車場利用者が使用するエリア
- (c)アプローチ・施設玄関前広場 …施設や学校にアクセスするためのアプローチとして利用するエリア



第4章 施設整備推進等

(1)概算事業費の算定

整備までに必要な費用(概算)とその算出根拠について下記に示します。なお、当費用は、類似施設での建築費などを参考に求めた金額であり、実施的な事業費は今後の詳細な検討において算定していくものとしてします。

1)敷地造成費・外構費

敷地造成費に関しては、茨城県財産評価基準書(令和7年度国税庁)中、「宅地造成費の金額表」の整地費・土盛費から算出しました。外構費は書籍事例単価を基に、建設工事費デフレーターを用いて2025年度想定単価を算出しました。

単価：23,000 円/m²

建設工事費デフレーターとは

国土交通省が、建設工事に係る名目工事費を基準年度の実質額に変換する目的で、毎月作成、公表している指標です。建設工事費デフレーターは、国内の建設工事全般を対象としています。

2)新築費

村および他自治体の実績を元に単価を割り出し、建設工事費デフレーターを用いて2025年度想定単価を算出し、比較検討しました。そのうち、近年の状況を踏まえると妥当性が低いと考えられるものを除外し、採用したものの平均値をとることで概算費用算出用の単価としました。

なお、単価算出にあたっては建築構造差等を補正し算出しています。

単価：600,000 円/m²

表：整備までに必要な費用(概算)一覧(延べ面積：1,000m²、敷地面積：8,100m²として算出)

項目	
敷地造成・外構	186,300,000円
新築	600,000,000円
合計	786,300,000円

※外構工事(大幅な敷地造成や擁壁工事など)、雨水排水整備費、備品等の購入費、設計費等は含まれていない。

※今後の情勢によって単価金額は変更することがある。

(2)施設整備手法及び管理・運営手法の検討

1)施設整備手法について

整備手法については、全体の整備スケジュールを踏まえて、従来方式(公設公営)での実施とします。

2)管理・運営形態について

これまでの2つの児童館と放課後児童クラブの管理・運営方法を継承し、より効率的・効果的な運営を図っていくために、引き続き指定管理者制度を活用していくこととします。

3)管理・運営の考え方

① “こどもまんなか” の視点に立った管理・運営

放課後等における子どもの居場所として、子どもの主体性やニーズに柔軟に対応し、多様な体験・活動等を通じた、子どもたちの豊かな育ちを支えることができる管理運営を目指します。

②安全で快適に利用できる管理・運営

一人ひとりの子どもが安全・快適に、そして自分らしく過ごせるようにするとともに、管理者にとっても安心して見守ることのできる管理運営を目指します。

③地域住民とともに創造する管理・運営

地域のボランティア団体・サークル等の協力により、子どもたちが多様な人と関わることのできる機会の充実を図り、子どもの健全な育ちや郷土愛を育てる運営に取り組むこととします。

④児童館と放課後児童クラブの一体的な運用による効率的・効果的な管理・運営

児童館利用者と放課後児童クラブ利用者の交流促進や、放課後児童クラブ卒所後の児童館の継続利用(中・高校生世代の居場所づくり)を見据えた、柔軟なプログラムの構築、職員配置及び体制とし、一体運営による相乗効果で専門性の高いサービスを効率的・効果的に提供することを目指します。

(3)整備スケジュール(案)

令和8年度	・設計業務（基本設計及び実施設計） ・計画通知（建築確認申請）
令和9年度	・工事着工 ・工事完了（竣工） ・開館準備（備品等の購入）
令和10年度	・開館（4月予定）

※今後の設計や工程等によりスケジュールが変更する可能性があります。

(4)実現に向けた課題の整理

施設整備に向けての課題を次の通り、整理しました。

1)施設整備に関する課題

①設計に関すること

- ・施設満足度の向上と効率的な施設管理に向け、必要に応じ利用者・管理者への意見聴取を行い、設計に反映
- ・遊具、管理用倉庫等を含めた園庭と施設玄関前広場の具体的な利用方法とプランの検討
- ・安全管理上のエリアの設定(フェンス等で囲うエリアの設定)
- ・駐車場出入口の位置の検討
- ・福祉避難所としての設備の検討

②土地整備に関すること

- ・敷地全体の雨水排水の処理及び西側・東側道路の道路排水処理の検討
- ・建物等の敷地配置を踏まえた敷地造成の検討
- ・開発行為の許可に関する関係機関との調整

③概算事業費・事業スケジュールについて

- ・今後も続くと考えられる建設コストの高騰の影響
- ・社会情勢の変動に起因する資材不足や人手不足による工期の長期化
- ・令和10年度4月開館を目指した、設計、敷地造成、建設工事までの詳細スケジュールの検討
※敷地造成は令和8年度中の工事着工も検討

④財源の検討

- ・村の財政負担に配慮した財源確保の検討及び工事スケジュールに対応した関係機関等との調整

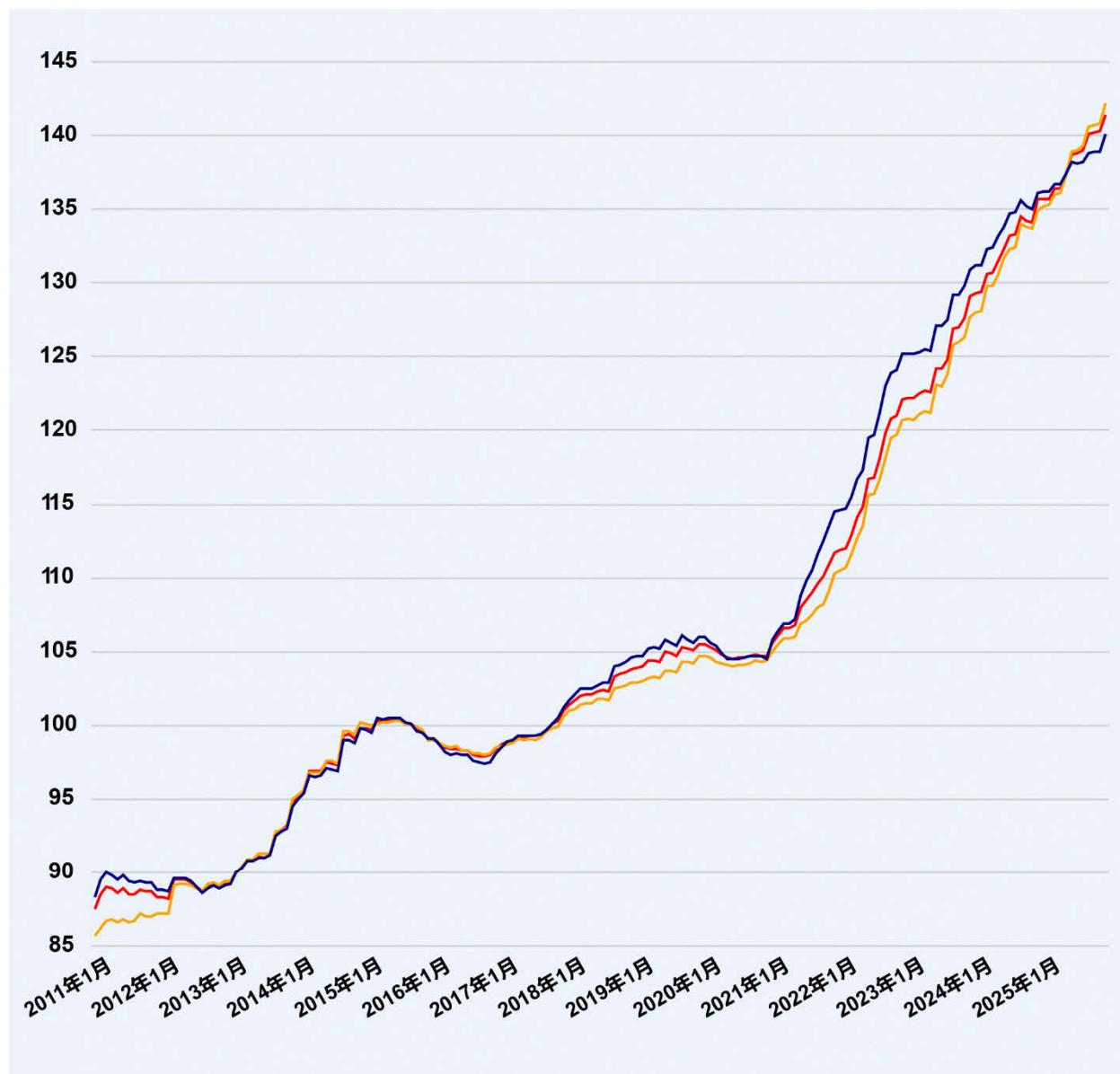
2)施設運営に向けた課題

- ・新児童館設置及び管理に関する条例などの検討
- －主な施設利用者である子どもに向けたプログラムや利用のルール等のソフトの検討
- －災害時の福祉避難所としての役割、児童館としての役割を踏まえた、運営方法の検討
- －子どもの育ちや、地域の歴史文化などに関する活動をしている団体等との連携・協働の検討

3)その他

- ・既存児童館における、社会情勢の変化や村内の他の公共施設の状況を踏まえた、活用・廃止の検討
- ・中長期における近隣の施設の機能移転や集約化の可能性の検討

参考 建設物価 建築費指数の推移



- 東京 構造物平均(SRC) 工事原価
- 東京 構造物平均(RC) 工事原価
- 東京 構造物平均(S) 工事原価

出典:一般財団法人 建設物価調査会

※可読性のため一部表記を加工